

## 公 示

## 準特定地域における適正と考えられる車両数について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。

なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

平成27年 1月27日

関東運輸局長 又野 己知

## 記

別添のとおりとする。

附則（平成27年8月10日 一部改正）

1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。

附則（平成27年8月19日 一部改正）

1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。

附則（平成27年10月1日 一部改正）

1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。

附則（平成28年7月15日 一部改正）

1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。

附則（平成28年8月1日 一部改正）

1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。

(別添)

## 準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成27年度末 車両数(両)	平成27年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	28,340	25,191	28,144	-0.7
	北多摩	1,702	1,513	1,749	2.7
	西多摩	185	165	209	11.5
神奈川	県央	2,380	2,030	2,227	-6.9
	湘南	370	329	389	4.9
	小田原	417	370	503	17.1
千葉	市原	294	258	385	23.6
埼玉	県南東部	1,147	1,019	1,298	11.6
	県南西部	1,411	1,254	1,549	8.9
	県北	378	336	426	11.3
群馬	東毛	273	230	314	13.1
群馬・埼玉	中・西毛	903	736	1,082	16.5
茨城	県北	380	290	475	20.0
	水戸県央	525	456	751	30.1
	鹿行	233	181	318	26.7
	県南	759	614	901	15.8
	県西	293	237	377	22.3
栃木	県南	408	352	517	21.1
	塩那	179	148	234	23.5
山梨	甲府	361	320	378	4.5

※上記「平成27年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

## 1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 366 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあつては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

## 2. 適正車両数の算定基礎数値

## ①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成27年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	894,638,156	1.00	2,051,623,645	0.44	8,282,126	0.80	0.90
	北多摩	49,643,949	0.98	107,667,359	0.49	545,049	0.80	0.90
	西多摩	5,634,481	0.98	12,389,261	0.52	63,305	0.80	0.90
神奈川	県央	63,906,242	0.99	131,301,422	0.50	731,820	0.80	0.94
	湘南	10,870,819	0.99	22,443,320	0.51	116,923	0.80	0.90
	小田原	9,001,338	0.97	21,908,767	0.47	145,269	0.80	0.90
千葉	市原	5,017,918	0.97	11,198,145	0.51	99,168	0.79	0.90
埼玉	県南東部	27,232,995	0.98	58,688,425	0.47	348,661	0.80	0.90
	県南西部	39,886,486	0.98	85,745,561	0.50	454,501	0.80	0.90
	県北	7,640,915	0.97	16,480,924	0.52	127,781	0.80	0.90
群馬	東毛	5,373,536	0.98	11,386,235	0.53	87,261	0.76	0.90
群馬・埼玉	中・西毛	13,665,225	0.98	29,264,822	0.51	272,288	0.73	0.90
茨城	県北	5,878,463	0.96	14,668,429	0.47	116,864	0.69	0.90
	水戸県央	9,851,481	0.97	24,283,943	0.50	189,627	0.78	0.90
	鹿行	3,675,278	0.98	8,950,836	0.51	75,627	0.70	0.90
	県南	13,572,509	0.98	30,477,391	0.49	228,699	0.73	0.90
	県西	4,450,531	0.97	9,586,964	0.52	90,660	0.73	0.90
栃木	県南	7,011,577	0.97	15,986,066	0.51	138,015	0.78	0.90
	塩那	3,472,297	0.96	7,566,034	0.52	57,509	0.74	0.90
山梨	甲府	6,020,773	0.97	14,631,021	0.46	123,324	0.80	0.90

## ②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.08	0.18

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- \*1.....「平均対前年度対比」は、平成22年度から平成27年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- \*2.....「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成23年度から平成27年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- \*3.....実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値
- \*4.....乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

## 公 示

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の  
判断結果について

平成26年1月27日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果を下記のとおり公示する。

なお、需給状況の判断結果の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

平成28年8月1日

関東運輸局長	持永	秀毅
東京運輸支局長	渡邊	元尚
神奈川運輸支局長	遠藤	恭弘
埼玉運輸支局長	塩田	一浩
群馬運輸支局長	池田	豊
千葉運輸支局長	齋藤	隆
茨城運輸支局長	佐々木	博康
栃木運輸支局長	新井	直樹
山梨運輸支局長	五十嵐	康夫

## 記

## 平成28年度における需給状況の判断結果

都 県	営業区域名 (交通圏)	必要車両数 (両)	平成27年度末 車両数 (両)	増加可能車両 数 (両)
東 京	特別区・武三	25,191	28,144	▲2,953
	北多摩	1,513	1,749	▲236
	西多摩	165	209	▲44
神奈川	県 央	2,030	2,227	▲197
	湘 南	329	389	▲60
	小 田 原	370	503	▲133
千 葉	市 原	258	385	▲127
埼 玉	県南東部	1,019	1,298	▲279
	県南西部	1,254	1,549	▲295
	県 北	336	426	▲90
群 馬	東 毛	230	314	▲84
群馬・埼玉	中・西毛	736	1,082	▲346
茨 城	県 北	290	475	▲185
	水戸県央	456	751	▲295
	鹿 行	181	318	▲137
	県 南	614	901	▲287
	県 西	237	377	▲140
栃 木	県 南	352	517	▲165
	塩 那	148	234	▲86
山 梨	甲 府	320	378	▲58

※ 上記「平成27年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「タクシー特措法」という。）第2条第9項に定める事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。）を除く。）の数である。

※ その他ハイヤー（道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示（平成26年国土交通省告示第59号）第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。）がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー（タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。）の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用

いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

## 附 則

本公示は、平成28年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

## 1. 東京都

## (1) 特別区・武三交通圏

## ① 一般タクシー

輸送需要量 A=B×C	平成27年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
896,352,216	894,638,156	1.00

必要車両数 A÷(D×E÷F) ÷366÷G	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
24,783	896,352,216	2,051,623,645	0.44	8,282,126	0.90

## ② その他ハイヤー

乖離率 a = (b - c) ÷ b	平成26年1月27日現在の 一般タクシー車両数 b	一般タクシーの 必要車両数 c
0.18	30,310	24,783

必要車両数 d - (d × a)	平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数 d
408	499

## (2) 北多摩交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成27年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
48,641,466	49,643,949	0.98

必要車両数 A÷(D×E÷F) ÷366÷G	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
1,513	48,641,466	107,667,359	0.49	545,049	0.90

## (3) 西多摩交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成27年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
5,495,877	5,634,481	0.98

必要車両数 A÷(D×E÷F) ÷366÷G	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
165	5,495,877	12,389,261	0.52	63,305	0.90

## 2. 神奈川県

### (1) 県央交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成27年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
63,018,977	63,906,242	0.99

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 366 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
2,030	63,018,977	131,301,422	0.50	731,820	0.94

### (2) 湘南交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成27年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
10,711,253	10,870,819	0.99

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 366 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
329	10,711,253	22,443,320	0.51	116,923	0.90

### (3) 小田原交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成27年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
8,735,638	9,001,338	0.97

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 366 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
370	8,735,638	21,908,767	0.47	145,269	0.90

### 3. 千葉県

#### 市原交通圏

輸送需要量 $A=B \times C$	平成27年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
4,885,383	5,017,918	0.97

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 366 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
258	4,885,383	11,198,145	0.51	99,168	0.90

#### 4. 埼玉県

##### (1) 県南東部交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成27年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
26,771,517	27,232,995	0.98

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 366 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
1,019	26,771,517	58,688,425	0.47	348,661	0.90

##### (2) 県南西部交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成27年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
39,117,375	39,886,486	0.98

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 366 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
1,254	39,117,375	85,745,561	0.50	454,501	0.90

##### (3) 県北交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成27年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
7,428,159	7,640,915	0.97

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 366 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
336	7,428,159	16,480,924	0.52	127,781	0.90

5. 群馬県

東毛交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成27年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
5,252,694	5,373,536	0.98

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 366 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
230	5,252,694	11,386,235	0.53	87,261	0.90

6. 群馬県・埼玉県  
中・西毛交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成27年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
13,414,813	13,665,225	0.98

必要車両数 A÷(D×E÷F) ÷366÷G	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
736	13,414,813	29,264,822	0.51	272,288	0.90

7. 茨城県

(1) 県北交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成27年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
5,661,894	5,878,463	0.96

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 366 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
290	5,661,894	14,668,429	0.47	116,864	0.90

(2) 水戸県央交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成27年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
9,576,534	9,851,481	0.97

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 366 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
456	9,576,534	24,283,943	0.50	189,627	0.90

(3) 鹿行交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成27年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
3,603,844	3,675,278	0.98

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 366 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
181	3,603,844	8,950,836	0.51	75,627	0.90

(4) 県南交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成27年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
13,267,874	13,572,509	0.98

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 366 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
614	13,267,874	30,477,391	0.49	228,699	0.90

(5) 県西交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成27年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
4,305,272	4,450,531	0.97

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 366 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
237	4,305,272	9,586,964	0.52	90,660	0.90

8. 栃木県

(1) 県南交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成27年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
6,809,336	7,011,577	0.97

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 366 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
352	6,809,336	15,986,066	0.51	138,015	0.90

(2) 塩那交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成27年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
3,331,520	3,472,297	0.96

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 366 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
148	3,331,520	7,566,034	0.52	57,509	0.90

9. 山梨県

甲府交通圏

輸送需要量 A=B×C	平成27年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C
5,823,753	6,020,773	0.97

必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 366 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
320	5,823,753	14,631,021	0.46	123,324	0.90

※「直近5年間分の対前年度比率の平均値」、「実車率」、「実働率」及び「乖離率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

## 公 示

## 公定幅運賃の範囲の指定方法等について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第16条第1項に基づく運賃の範囲の指定方法等を下記のとおり定めたので公示する。

平成26年1月27日

関東運輸局長 原 喜信

## 記

## 1. 公定幅運賃の範囲を指定する基本運賃

タクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。））第2条第1項に定めるタクシー）の運賃及びハイヤー（タク特法第2条第2項に定めるハイヤーのうち、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成26年国土交通省告示第56号）」第2条第3号に定めるものを除く。以下同じ。）の運賃のうち、以下の基本運賃について公定幅運賃（法第16条第1項に基づき、国土交通大臣が指定又は変更する運賃。以下同じ。）の範囲を指定するものとする。なお、福祉輸送サービスに係る運賃については、範囲を指定しない。

## (1) タクシーに係る基本運賃

## ① 距離制運賃（時間距離併用制を含む。）

距離制運賃とは、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成14年1月17日付け公示。以下「運賃制度公示」という。）」1.（1）イに定める距離制運賃をいう。

距離制運賃の適用方法については、運賃制度公示1.（3）イ①②③④⑤及び「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」及び「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理

方針について」の細部取扱いについて（平成14年1月25日付け国自旅第158号。以下「細部取扱通達」という。）」1.（1）によることとする。

## ② 時間制運賃

時間制運賃とは、運賃制度公示1.（1）ロに定める時間制運賃（その他、関東運輸局長が別途定めるものを含む。）をいう。

時間制運賃の適用方法については、運賃制度公示1.（4）イ②（ただし書きを除く。）③によることとする。

ただし、地域の実情に応じて、初乗時間を30分単位、初乗及び加算運賃額を10円単位とすることができることとする。

## （2）ハイヤーに係る基本運賃

（1）に同じ（運賃制度公示1.（4）イ④の取扱いを行うものを含む。）

## 2. 割引運賃及び定額運賃の取扱い

### （1）割引運賃

運賃制度公示1.（3）ニ又は1.（4）ハ②に定める遠距離割引又は営業的割引が適用された基本運賃（以下「割引運賃」という。）のうち、3.（1）②で選定する原価計算対象事業者の総利用者数の二分の一以上の利用者が対象となるものは、基本運賃又は基本運賃に準ずる運賃に該当するものとして取扱い、このような割引運賃のうち、公定幅運賃の範囲内にはないものは、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第3項に基づく運賃の変更命令について（平成26年1月27日付け公示。以下「運賃変更命令公示」という。）」に定める運賃の変更命令の対象となる。

なお、このような割引運賃以外の割引運賃については、公定幅運賃制度の対象とはならず、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）第9条の3第1項に基づき、関東運輸局長の認可を受けなければならない。

### （2）定額運賃

運賃制度公示1.（5）に定める定額運賃とする。ただし、運賃制度公示1.（1）ハに定める定額運賃の額は、当該定額運賃を定める定額運賃適用施設（特定の空港、鉄道駅、各種集客施設（公的医療機関、博物館、美術館、大規模テーマパーク（遊戯施設））等恒常的に相当数の不特定多数の集客が見込まれる施設と認められるものをいう。以下同じ。）から他の適用施設又は一定のエリア内への最短経路による運送に適用される、公定幅運賃の範囲内で届け出られた基本運賃の額によるものとし、これを設定する場合にあっては、関東運輸局長に届け出ることが必要となる。また、当該基本運賃につ

いては時間距離併用制運賃において時間加算を行わない距離制運賃とする。

このため、定額運賃は、基本運賃に準ずる運賃に該当することから、公定幅運賃の範囲内で届け出られた基本運賃の額によらない定額運賃は、運賃変更命令公示に定める運賃の変更命令の対象となる。

なお、運送法第9条の3第1項の認可を受けている定額運賃については、公定幅運賃の範囲内で届け出られた基本運賃に基づき改めて設定した上で、関東運輸局長に届け出ることが必要となる。

### 3. 公定幅運賃の設定方法

公定幅運賃の設定方法は、以下のとおりとする。

#### (1) タクシーに係る公定幅運賃

##### ① 標準能率事業者の選定

法第16条第2項第1号に定める「能率的な経営を行う標準的な一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「標準能率事業者」という。）」の選定は、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について（平成14年1月17日付け公示。以下「審査基準」という。）」別紙1第1に定める基準に基づき行う。ただし、準特定地域の指定の際現に自動認可運賃の下限運賃を下回る運賃について運送法第9条の3第1項の認可を受けた事業者が存在する場合においては、下限運賃の設定の際、審査基準別紙1第1の1（6）の基準は適用しないこととする。

##### ② 運賃原価（適正利潤を含む。）の算定

①で選定した標準能率事業者のなかから、審査基準別紙2第1の基準に基づき、「原価計算対象事業者」の選定を行い、同審査基準別紙2第2～第4、第6に基づき（人件費については、「一般タクシー事業における今般の運賃改定申請の審査等の取扱いについて（平成19年4月9日付け公示。以下「査定方針公示」という。）」1.（1）に基づき）、運賃原価を算定する。

##### ③ 公定幅運賃の範囲の設定

###### 【上限運賃】

②で算定した運賃原価をもとに、審査基準別紙2第5、第7～第10、別添2、及び査定方針公示1（2）に基づき算定した額を上限運賃として設定する。

###### 【下限運賃】

②で算定した運賃原価を、審査基準別表1により区分し、同審査基準別紙3の1.（1）及び2.（1）に基づき算定し、査定方針公示3（2）に基づく所要の修正を行った額を、下限運賃として設定

する。

④ 公定幅運賃の範囲内の設定

③で設定した上限運賃と下限運賃の範囲内において、審査基準別紙3の1.(2)及び2.(2)に基づき算定し、査定方針公示3(2)に基づく所要の修正を行った運賃額等を設定する。

⑤ 車種区分

公定幅運賃は、運賃制度公示3.の区分に基づく車種区分ごとに設定する。

⑥ 初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定

初乗距離を短縮する距離制運賃又は初乗時間若しくは加算時間を短縮する時間制運賃について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則(平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。)第10条の6第1項に定める意見書(以下「意見書」という。)において、公定幅運賃として指定を求める意見がなされた場合は、運賃制度公示1.(3)イ⑥及び(4)イ②のただし書き、審査基準別紙4第4の1.及び2.に基づき、公定幅運賃として設定する。

(2) ハイヤーに係る公定幅運賃

ハイヤーに係る公定幅運賃は、(1)で定める下限運賃以上とする。

4. タクシーに係る公定幅運賃の指定方法等

法第3条第1項に基づき特定地域又は法第3条の2第1項に基づき準特定地域(以下「特定地域等」という。)を指定した際は、以下の要領に基づき公定幅運賃の範囲の指定及び公表を行うこととする。

(1) 事案の公示

施行規則第11条の2に基づき、必要に応じ、公定幅運賃の指定に係る事案を公示することとする。

事案公示後10日以内に、施行規則第11条の3第3号に定める利害関係人から、施行規則第11条の4に基づく申請がなされた場合は、法第18条の3第2項に基づき意見の聴取を行うこととする。

(2) 協議会への通知

法第8条第1項に基づき協議会(以下「協議会」という。)が設置されている特定地域等にあつては、当該協議会に対し、施行規則第10条の5第2項に基づき、原則15日の提出期限を付して、施行規則第10条の5第1項に基づく通知(以下「通知」という。)を行い、指定しようとする公定幅運賃について、協議会の意見を聴くこととする。ただし、法第16条第3項に該当する特

定地域等はこの限りではない。

### (3) 公定幅運賃の指定

協議会から、意見書の提出がなされた場合又は通知に付した提出期限を経過した場合、公定幅運賃の指定に係る作業を開始することとする。

公定幅運賃の指定は、以下の方法に基づき行うこととする。

① 公定幅運賃の範囲の指定にあたっては、当該範囲を指定する趣旨が運送法第9条の3第2項に基づく認可基準の趣旨と合致していることに加え、地域指定において新たに運賃原価等を見直す必要性が乏しいこと等を勘案し、従来から審査基準に基づいて設定された自動認可運賃の範囲を、公定幅運賃の範囲として指定することとする。

② 特定地域等の指定前に運賃改定申請がなされており、運賃改定（消費税率引き上げに伴う運賃改定を含む。）が、特定地域等の指定と同時又は指定直後に行われる場合においても、①の趣旨を勘案し、改定された自動認可運賃の範囲を、公定幅運賃の範囲として指定することとする。

なお、この場合は、指定しようとする公定幅運賃を「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定事案の取扱いについて（平成23年4月25日付け国自旅第41号。以下「改定事案取扱通達」という。）」に基づき、本省に送付することとする。

③ 意見書において、3.(1)⑥に定める初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定を求める意見がなされた場合は、当該運賃も併せて指定することとする。ただし、当該運賃を適用するかどうかは事業者の判断による。

### (4) 公定幅運賃の公表

(2)の作業終了後、速やかに公定幅運賃を公示することとする。この際、適用日も同時に公示することとする。適用日は、原則として公表日の30日後とする。

## 5. タクシーに係る公定幅運賃の変更方法

タクシーに係る公定幅運賃の変更方法は、以下の要領によることとする。

### (1) 公定幅運賃の変更手続きの開始

以下の(ア)又は(イ)いずれかの基準を満たす場合、公定幅運賃の変更手続きを開始することとする。

(ア) 審査基準1.に定める運賃適用地域（以下「運賃適用地域」という。）に属する全ての営業区域が、特定地域等に指定されている場合

当該運賃適用地域に営業区域を有する法人タクシー事業者から、

公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出され、かつ、原則として最初の要請があったときから3ヶ月の期間の間に、要請のあった法人タクシー事業者の合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体車両数の7割以上となること。

(イ) 運賃適用地域に属する一部の営業区域が、特定地域等に指定されている場合

以下の(a)・(b)のいずれか又は両方において、原則として、最初の要請書又は申請書の提出があったときから3ヶ月の期間の間に、(a)における要請書を提出した事業者と、(b)における申請書を提出した事業者との合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体車両数の7割以上となること。

(a) 当該運賃適用地域（特定地域等）に営業区域を有する法人タクシー事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出されること。

(b) 当該運賃適用地域（特定地域等を除く。）にのみ営業区域を有する法人タクシー事業者から、審査基準に基づく運賃改定申請がなされること。

この場合、特定地域等と特定地域等以外の営業区域との両方に営業区域を有する法人タクシー事業者については、申請書のみで足ることとし、車両数の計上においても、重複計上は行わないようにすることとする。

また、既に運賃改定の申請書が提出されている地域において、特定地域等の指定がなされた場合、特定地域等にのみ営業区域を有する法人タクシー事業者から提出された申請書については、要請書として取扱うこと。

なお、要請書又は申請書の取り下げがなされた際の取扱いは、審査基準2.(2)に準ずるものとし、これにより公定幅運賃の変更手続きの開始に至らなかった場合又は変更の手続きが中止となった場合は、(イ)(b)の申請書は、運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

(2) 公定幅運賃変更の要否の判定

(1)の要件を満たすことを前提に、以下の要件を満たす場合、公定幅運賃の変更を行う必要があるものとする。

特定地域等であるか否かに関わらず、当該運賃適用地域の内から、3(1)

①で選定する標準能率事業者について、審査基準別紙1第2の要領で算出し

た、実績年度又は実績年度の翌年度の適正利潤を含む加重平均収支率のいずれかが100%以下であること。

ただし、特定地域等においては、同審査基準別紙1第1における「改定申請事業者」とあるのを「特定地域等に存する事業者」と読み替えることとする。

### (3) 協議会への通知

(2)の要件を満たした場合、協議会が設置されている場合は、公定幅運賃を変更する旨を協議会に通知し、意見を聴くものとする。

### (4) 意見の聴取

公定幅運賃の変更が必要と認められる場合は、施行規則第11条の2に基づき、当該事案を公示することとする。

事案公示後10日以内に、施行規則第11条の3第3号に定める利害関係人から、施行規則第11条の4に基づく申請がなされた場合は、法第18条の3第2項に基づき意見の聴取を行うこととする。

なお、(1)(イ)の場合、運送法第89条の意見の聴取と同時に行っても差し支えない。

### (5) 公定幅運賃の設定及び指定

公定幅運賃の変更にあたっては、3.(1)③④の運賃を、公定幅運賃として設定する。この際、意見書において、初乗距離や車種区分の見直し等の意見がなされた場合は、見直しの是非を十分に検討したうえで、判断することとする。

また、意見書において、3.(1)⑥に定める初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定を求める意見がなされた場合は、当該運賃も併せて設定することとする。ただし、当該運賃を適用するかどうかは事業者の判断による。

この設定された運賃を、改定事案取扱通達に基づき本省に送付し、本省における所定の手続き終了後、当該運賃を、公定幅運賃として指定することとする。

### (6) 公定幅運賃の公表

(5)の指定後、速やかに公定幅運賃を公示することとする。この際、適用日も同時に公示することとする。適用日は、原則公表日の30日後とする。

### (7) その他

- ・(2)の作業を行うにあたっては、必要に応じ、特定地域等における事業者に対しては法第16条の2に基づくとともに、特定地域等以外の地域の事業者に対しては道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令75号)第10条の3第2項に基づき、原価計算書その他公定幅運賃の算定に必要な書類の報告を求めることとする。

- ・（１）（イ）の場合であって、事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出された後、準特定地域の指定が解除された場合には、運賃改定申請受付期間を指定解除の日から３ヶ月間延長するものとする。
- ・（１）（イ）の場合であって、公定幅運賃を変更する場合は、自動認可運賃も同時に変更を行うこととする。

## 6. その他

- （１）事業者から公定幅運賃への届出（（別添）正副控３部提出）がなされた際は、記載内容を確認後、受付印を押印し、１部を事業者控えとして返却すること。
- （２）届出書に記載する実施日は、公定幅の運賃の適用日（新たに当該特定地域等において事業を開始する者にあつては運行開始予定日）を記載するよう指導すること。
- （３）公定幅運賃の変更等の際には、協議会及び関東運輸局長は、原則審査基準別紙５に基づく情報提供を行うこととする。この場合、同審査基準別紙５において「事業者団体」とあるのは「協議会」と読み替えるものとする。
- （４）公定幅運賃の適用は、運賃制度公示と同じ適用方法とする。ただし、特定地域等においては、大型車及び特定大型車割増は適用しない。
- （５）公定幅運賃の下限運賃が当該地域の自動認可運賃の下限運賃を下回る地域において、自動認可運賃の下限運賃を下回る運賃を設定している事業者については、準特定地域指定の解除後、法第16条の４第６項により運送法第９条の３第１項の認可を受けたものとみなす一方、自動認可運賃に該当しない運賃を設定することになることから、準特定地域の指定解除後、審査基準別紙４第３の３（４）に基づく条件を付与することとし、その旨通知することとする。
- （６）関東運輸局長は、現に公示している運賃について、公示後の経済社会情勢の変化等により、当該運賃が法第16条第２項に該当しなくなったことが明らかであると認められる場合には、５．（１）及び（２）に関わらず、公定幅運賃の範囲を変更することができるものとする。

## 附 則

本公示は、平成26年１月27日から施行する。

## 附 則（平成２８年７月１４日 一部改正）

本公示は、平成２８年７月１４日以降に処分するものから適用する。

## 公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に係る道路運送法第9条の3第2項に基づく審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年1月17日

関東運輸局長 上子道雄

## 記

## 1. 運賃適用地域

運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続をまとめて取り扱うことが合理的であると認められるものとして別添に定める地域（以下「運賃適用地域」という。）において普通車の最も高額の運賃よりも高い運賃を設定することをいう。（以下同じ。）申請については、運賃適用地域ごとに行う。

## 2. 運賃改定手続の開始等

- (1) 運賃適用地域ごとに、原則として最初の申請があったときから3ヶ月の期間の間に申請を受け付けることとし、申請率（当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数に占める申請があった法人事業者の車両数の合計の割合をいう。以下同じ。）が7割以上となった場合に、運賃改定手続を開始することとする。
- (2) 運賃適用地域ごとに、運賃改定手続開始後において、申請の取り下げにより申請率が7割を下回る事態となった場合には、次のとおり取り扱うこととする。
  - ① 申請率が7割を下回った時点で、運賃改定手続を一時的に中断するものとする。
  - ② 当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月の期間の間に、追加的な申請により申請率が7割以上となった場合には、直ちに当該運賃改定手続を再開するものとする。
  - ③ 当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月の期間の間に、申請率が

7割以上とならなかった場合には、当該運賃改定手続を中止するものとする。

- (3) なお、(1)において運賃改定手続の開始に至らなかったとき及び(2)③において運賃改定手続が中止となったときは、それぞれ申請事業者について、道路運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

### 3. 運賃改定の要否の判定、原価及び収入の算定

- (1) 運賃改定の要否の判定に当たっては、実績年度を基準とし別紙1により行うものとする。

実績年度の期間については、4月1日より翌年3月末日までとする。これと異なる決算期間を用いている場合は、事業期間を4月1日より翌年3月末日までに期間を修正するものとする。

- (2) 原価及び収入の算定に当たっては、運賃改定の要否の判定において運賃改定を行う必要がないと判断される場合を除き、別紙2により原価及び収入の算定を行うこととする。
- (3) 運賃改定の要否の判定において、運賃改定を行う必要がないと判断された場合には、申請事業者について、道路運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

### 4. 自動認可運賃の設定、及び認可申請の取扱いについて

- (1) 自動認可運賃に係る運賃設定及び認可申請の取扱いについて

上記3.(2)で算出した運賃額を上限とし、この上限運賃の初乗運賃額から別紙3により算出される初乗運賃額を下限とする範囲内の初乗運賃額及び当該初乗運賃額に対応した加算距離及び加算運賃額について、別紙3により設定される運賃を自動認可運賃として設定するとともに、道路運送法施行規則（以下「施行規則」という。）第10条の3第3項の規定に基づき、運賃の認可申請に当たって原価計算書その他の運賃の算出の基礎を記載した書類（以下「原価計算書等」という。）の添付の必要がないと認める場合として事前に公示するものとする。当該公示した自動認可運賃に該当する運賃の認可申請については、申請の公示を省略するとともに、標準処理期間によることなく速やかに処理を行うものとする。

- (2) 自動認可運賃に該当しない運賃に係る認可申請の取扱い

自動認可運賃に該当しない運賃の認可申請で運賃改定申請以外のものの認可に当たっては、認可要件に沿って、適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないこと及び他

の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないことを個別に審査することとする。

(3) その他

その他自動認可運賃等の申請に対する処理手続等については別紙4による。

5. 福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃、料金及び割引運賃の取扱いについて

(1) 福祉輸送サービスに係る運賃及び料金の認可の申請については、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（福祉輸送サービスに限る。）に関する制度について」（平成18年11月30日関東運輸局長公示）により処理を行うこととする。

(2) 一般乗用旅客自動車運送事業者から福祉輸送サービスに係る運賃及び料金の設定又は変更の認可の申請があったときは、次の方針により取り扱うものとする。

イ ケア運賃

福祉輸送サービスの実態を踏まえ、以下の①～③に例示する運賃等、距離制によらない運賃のみを設定することができるものとし、距離制による運賃を設定する場合を含め、審査基準及び処理期間等について弾力的に取扱うものとする。

また、運賃の割引、料金の設定については、輸送の実態に応じた弾力的な取扱いができるものとし、介護料金等旅客の運送に直接伴うものではない料金については、認可も届出も不要とする。

ただし、自動認可運賃を大きく下回る運賃や減収率が大きい割引運賃を設定しようとする場合にあっては、必要に応じて原価計算書等（「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可申請の審査基準について」（平成14年1月17日関東運輸局長公示）別紙4第3の1にいう添付書類をいう。以下同じ。）の提出を求め、所要の審査を行うこととする。

① 時間制運賃を基本として、15分又は30分単位など細分化した時間に対応して設定するもの。

② 一定の幅で運賃を設定し認可を受け、その範囲内で送迎サービスの内容等に応じて運賃を収受するもの。

③ 一定の輸送範囲において定額運賃を設定するもの。

また、共同配車センター（共同して限定許可等通達記I. 1. (2)に規定する福祉輸送自動車を配車するために設置された施設をいう。）を介して行う福祉輸送サービスに係る運賃及び料金については、5. (2)ハ 民間救急運賃の設定に準じて、輸送の実態に応じた

運賃及び料金を別途設定することができるものとする。

#### ロ 介護運賃

事業者の判断により多様な運賃の設定方式がありうること等を踏まえ、審査基準の弾力的な取扱いを図るものとする。

具体的には、自動認可運賃に該当しない運賃を設定しようとする場合であって、運賃改定を伴わないときには、原価計算書等の提出を求めず、自動認可運賃に準じた処理手続によるものとする。

なお、この場合においても、提供される輸送サービスの内容と比較して、設定しようとする運賃の額が著しく低額でもつばら名目的なものにすぎないと認められるときは、この限りでないものとする。

#### ハ 民間救急運賃

民間救急運賃の適用方法等については、以下のとおりとし、輸送の実態に応じた運賃料金を設定することができるものとする。

なお、民間救急運賃の認可申請の認可に当たっては、原価計算書等の提出を求め、所要の審査を行うこととする。ただし、当該地域において既に定着していると認められるものについては、審査基準及び処理期間等について弾力的に取扱うものとする。

##### ① 運賃の適用方法

基本運賃は、原則、時間制運賃とし、運賃の算定は、旅客が乗車した時から旅客の輸送を終了するまでに要した時間によるものとする。この場合、別途、定額の待料金、迎車回送料金を設定することができるものとする。

##### ② 車種区分

車種は福祉自動車として一区分とする（軽自動車は除く。）。

##### ③ 特別な設備を有する車両の割増

寝台等固定した設備を有する車両に限って適用することができるものとし、割増率は事業者の申請に基づき2割以内で設定できるものとする。

##### ④ その他、運賃の割引、料金の設定等については、輸送の実態に応じた弾力的な取扱いができるものとする。

#### (3) 標準処理期間等

「一般乗用旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可等に関する標準処理期間の設定方針について」（平成14年1月31日付け関自旅二第6563号）にかかわらず、上記（2）ロの場合については自動認可運賃に準じて取り扱うものとする。また、既に他の事業者が認可を受けているものと同様の運賃・料金を設定するものである場合は、速やかに認可を行

うものとする。

## 6. 定額運賃、運賃の割引、運賃の割増及び料金の取扱いについて

定額運賃、運賃の割引、運賃の割増及び料金については、運賃改定時以外においても随時申請が行えるものとし、以下のように取り扱うこととする。

この場合において、処理の迅速化を図るため、(1)に規定する申請のうち、運賃適用地域において既に定着（利用者の著しい混乱が生じていないこと及び不当な競争を引き起こす状況にないことについて確認がなされたものをいう。以下同じ。）していると認められるものについては、施行規則第10条の3第3項の規定に基づき、原価計算書等の添付の必要がないと認める場合として公示するものとする。

### (1) 定額運賃に係る申請の処理

定額運賃に係る認可申請については、乗り場等における利用者の混乱の防止及び運賃の適正收受のための措置が講じられているかを確認の上、距離制運賃との比較で不当に差別的なものとならないかとの観点から審査することとする。

また、当該申請のあった運賃が当該申請に係る運賃適用地域において既に定着しており、施行規則第10条の3第3項の規定に基づき原価計算書等の添付の必要がないと認める場合として公示したものに該当するときには、申請の公示を省略するとともに、標準処理期間によることなく速やかに処理を行うものとする。

### (2) 運賃の割引に係る申請の処理

以下に掲げる運賃の割引に係る認可申請については、認可要件に沿って、適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないことを個別に審査することとする。

審査に当たっては、特に、自動認可運賃に該当しない運賃の審査に係る考え方を適用して、割引運賃を実施した後の事業者の運賃収入が、全体として適正な原価に適正な利潤を加えたものとなっているかどうかについて個別に審査することとする。

### イ 遠距離割引及び営業的割引

遠距離割引及び営業的割引の認可に当たっては、以下の条件を付すこととするとともに、事業者に対し、運転者の労働条件の確保のために必要な措置を講じることや、然るべき時期に運転者の労働条件の確保の状況（増収率、運転者1人当賃金上昇率及び運転者に係る営業収入に占める賃金支給率の変動状況等。以下同じ。）を公表すること等を指導することとし、

事業者による公表内容について、運転者の労働条件の確保が図られていないと認められるときには、その事実関係の公表及び必要な指導等を実施することとする。

- ① 認可の期限は原則 1 年間とすること。
- ② 認可後の需要への影響、運転者の労働条件の変化、収支率の変化、利用者・他の事業者との混乱の有無等について検証を行うことが必要であることから、申請事業者は、人件費、一般管理費、走行距離等について、毎月、報告すること。
- ③ 関係法令違反（労働基準法違反、最低賃金法違反、社会保険等未加入、道路交通法違反、改善基準告示違反等。以下同じ。）により車両停止以上の行政処分を受けた場合には、認可を取り消す場合があること。

#### ロ 試行的な割引

事業者の創意工夫による新たな運賃の割引については、地域、利用者等について限定を付した上で認可するものとするが、その他、以下の条件を付すこととするとともに、事業者に対し、運転者の労働条件の確保のために必要な措置を講じることや、然るべき時期に運転者の労働条件の確保の状況を公表すること等を指導することとし、事業者による公表内容について、運転者の労働条件の確保が図られていないと認められるときには、その事実関係の公表及び必要な指導等を実施することとする。

- ① 認可の期限は原則 1 年間とすること。
- ② 認可後の需要への影響、運転者の労働条件の変化、収支率の変化、利用者・他の事業者との混乱の有無等について検証を行うことが必要であることから、申請事業者は、人件費、一般管理費、走行距離等について、毎月、報告すること。
- ③ 関係法令違反により車両停止以上の行政処分を受けた場合には、認可を取り消す場合があること。

#### (3) 運賃の割増率の引き下げ等に係る申請の処理

運賃の割増率の引き下げ（廃止を含む。以下同じ。）に係る認可申請については、認可要件に沿って、適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないことを個別に審査することとする。

審査に当たっては、特に、自動認可運賃に該当しない運賃の審査に係る考え方を適用して、割引運賃を実施した後の事業者の運賃収入が、全体として適正な原価に適正な利潤を加えたものとなっているかどうかについて個別に審査することとする。

なお、認可に当たっては、以下の条件を付すこととするとともに、事業者に対し、運転者の労働条件の確保のために必要な措置を講じることや、然るべき時期に運転者の労働条件の確保の状況を公表すること等を指導することとし、事業者による公表内容について、運転者の労働条件の確保が図られていないと認められるときには、その事実関係の公表及び必要な指導等を実施することとする。

- ① 認可の期限は原則 1 年間とすること。
- ② 認可後の需要への影響、運転者の労働条件の変化、収支率の変化、利用者・他の事業者との混乱の有無等について検証を行うことが必要であることから、申請事業者は、人件費、一般管理費、走行距離等について、毎月、報告すること。
- ③ 関係法令違反により車両停止以上の行政処分を受けた場合には、認可を取り消す場合があること。

#### (4) 料金に係る申請の処理

料金に係る申請については、料金水準がサービスの内容に対応したものであることを確認の上、認可要件に沿って、料金を含めた事業者の収入が、全体として適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないこと、旅客が利用することを困難にするおそれがないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないことを個別に審査することとする。

### 7. 運賃改定の手続・内容の透明性の確保等

運賃改定の手続・内容についての透明性を図るとともに、利用者等への情報提供による事業の一層の効率化を促進するため、運賃改定時はもとより、運賃改定時以外にも必要な情報を提供する等情報の公開を促進する必要がある。このため、別紙 5 のタクシー事業の情報提供ガイドラインにより情報提供を確実に実施することとする。

### 8. サービス改善等の指導

運賃改定の機会をとらえて、サービスの改善、安全運行の確保等について事業者に対し積極的に指導することとする。

## 附則

- 1 本公示は、平成 14 年 2 月 1 日以降に管轄する陸運支局において受け付ける申請について適用する。ただし、平成 14 年 2 月 1 日以降次回の運賃

改定までの間は、1中「普通車の」とあるのは「車種別の」とし、又、4中「上記3(2)で算出した運賃額を上限とし、この上限運賃の初乗運賃額から別紙3により算出される初乗運賃額を下限とする」とあるのは、「車種ごとに平成14年1月31日現在の課税事業者の初乗運賃額を上限とし、平成14年1月31日現在の免税事業者の初乗運賃額を下限とする」とする。この場合において、免税事業者の上限運賃の加算運賃及び加算距離は課税事業者の上限運賃の加算運賃及び加算距離と、課税事業者の下限運賃の加算運賃及び加算距離は免税事業者の下限運賃の加算運賃及び加算距離と同一とするものとする。

2 平成10年4月23日付け公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金改定申請の審査基準について」は、平成14年1月31日限り廃止する。

附則（平成14年4月24日 一部改正）

1 本公示は、平成14年4月24日以降適用する。

附則（平成14年7月23日 一部改正）

1 本公示は、平成14年7月23日以降適用する。

附則（平成15年3月25日 一部改正）

1 本公示は、平成15年4月1日以降適用する。

附則（平成16年3月31日 一部改正）

1 本公示は、平成16年4月1日以降適用する。

附則（平成16年9月29日 一部改正）

本公示は、平成16年10月1日以降に申請のあったものから適用する。

附則（平成18年11月30日 一部改正）

本公示は、平成18年12月1日以降に処分するものから適用する。

附則（平成19年10月31日 一部改正）

本公示は、平成19年10月31日以降適用する。

ただし、2(2)の規定については、本公示日において、現に運賃改定手続を中断している地域については、2(2)②及び③の規定中「当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月」とあるのは「本公示日から3ヶ月」に読み替えて適用するものとする。

附則（平成21年9月30日 一部改正）

本公示は、平成21年10月1日以降に処分するものから適用する。

附則（平成26年12月11日 一部改正）

本公示は、平成26年12月11日以降に処分するものから適用する。

(別 添)

運 賃 適 用 地 域

運賃適用地域名	適 用 地 域 (営業区域)
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏
多摩地区	北多摩交通圏、南多摩交通圏、西多摩交通圏
島しょ地区	島しょ区域
京浜地区	京浜交通圏
相模・鎌倉地区	県央交通圏、湘南交通圏
小田原地区	小田原交通圏
埼玉県A地区	県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏
埼玉県B地区	県北交通圏、秩父交通圏
群馬県A地区	東毛交通圏、中・西毛交通圏
群馬県B地区	沼田・利根交通圏、渋川・吾妻交通圏
千葉県A地区	京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、北総交通圏
千葉県B地区	東総交通圏、山武・東金交通圏、市原交通圏、外房交通圏、南房交通圏
茨城県地区	茨城県全域
栃木県地区	栃木県全域
山梨県A地区	甲府交通圏、東八・東山交通圏、峡西交通圏、峡北交通圏
山梨県B地区	峡南交通圏、東部・富士北麓交通圏

## 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定要否の判断基準

地域の実情に応じ、以下の基準に従い運賃改定要否の検討を開始することとする。

なお、道路運送法施行規則第10条の3第2項の規定により申請書に添付される原価計算書の原価計算期間の実績年度が、原則として現行運賃の算定を行った原価計算年度（平年度）以降である場合のみに、運賃改定要否の検討を行うこととする。

## 第1 標準能率事業者の選定基準

運賃適用地域内において、改定申請事業者の中から標準的経営を行っている事業者を標準能率事業者として選定する。

この場合の標準能率事業者とは、次の基準に該当する者を除いた者とする。

## 1 原価標準基準

- (1) 1人1車制個人タクシー事業者及び小規模個人経営者（5両以下）
- (2) 3年以上存続していない事業者
- (3) 最近の事業年度（1年間）の期間中に事業の譲渡、譲受若しくは合併した事業者又は長期にわたって労働争議のあった事業者
- (4) 決算期を変更したため、最近1年間の実績収支の確定のできない事業者
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業を営業者にあつては、全事業営業収入に対する乗用部門の営業収入の割合が50%に満たない者
- (6) 料金について標準的なものと大幅に異なるものを設定している事業者
- (7) 災害、その他の事由によって異常な原価が発生し、当該地域の原価の標準を算定するために適当と認められない事業者
- (8) 運転者1人当たりの平均給与月額が当該地域内の全事業者の平均給与月額の平均の額を下回っている事業者

## 2 サービス標準基準

- (1) 事業用自動車の平均車齢が、当該運賃適用地域の全事業者の平均値に比較して、特に高いと認められる事業者
- (2) タクシーサービスの著しく不良な事業者
- (3) 安全運行を怠り、事故を多発している事業者

## 3 効率性基準

- (1) 運賃適用地域の事業者のうち、年間平均実働率の水準が、当該地域内の全事業者の上位から概ね80%の順位にある水準以下の事業者
  - (2) 運賃適用地域の事業者のうち、生産性（従業員1人当り営業収入）の水準が、当該地域内の全事業者の上位から概ね80%の順位にある水準以下の事業者
  - (3) 効率性基準は原価標準基準及びサービス標準基準を適用した後に適用し、効率性基準は(1)、(2)の順に適用する。
- 4 前各号の基準を適用した場合において抽出事業者の車両数の合計が当該地域の法人全事業者の車両数の合計の50%を下回る場合は50%に止めるものとする。

## 第2 運賃改定要否判定基準

標準能率事業者について、実績年度及び実績年度の翌年度の適正利潤を含む加重平均収支率がいずれも100%を超える場合には、運賃改定を行う必要がないものとする。

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃原価収入算定・処分基準

第 1 原価計算対象事業者の選定

- 1 原価計算対象事業者は、運賃適用地域の事業者のうち運賃改定要否の判断基準により選定した標準能率事業者の中から、次により抽出することとする。
  - (1) 車両規模別にそれぞれ50%を抽出する。
  - (2) 上記(1)の抽出にあたっては、各運賃額別、車両数規模別に申請事業者全体に対する車両数比率を算出し、その比率をもって事業者を抽出する。
  - (3) 抽出事業者数の最低は10社とし、30社を超える場合は30社を限度とすることができるものとする。
- 2 原価計算事業者の抽出にあたっては、抽出事業者の実績加重平均収支率が標準能率事業者の実績加重平均収支率を下回らないように抽出するものとする。

第 2 原価計算の方法

原価計算は、原価計算期間の原価対象部門にかかる運賃原価を原価要素の分類に従って算定する。

要素別原価は、税抜き方式によることとする。

第 3 原価計算期間は、次の3年度とし、運賃率は平年度の原価に基づき算定する。

実績年度・・・最近の実績年度1年間

翌年度・・・実績年度の翌年度1年間

平年度・・・実績年度の翌々年度1年間

第 4 関連する収益及び費用の配分基準

他の事業を兼営する事業者の関連収益及び費用は、別添1の基準によって配分するものとする。

第 5 輸送力及び輸送効率等の算定

過去5年間の実績の推移及び将来における合理的な予測を基礎に算定する。

ただし、平年度に使用する実車率については次のとおり取扱うものとする。

る。

- ① 実績年度実車率が運賃適用地域の直近5年間の加重平均実車率（以下「基準実車率」という。）を上回る場合には実績年度実車率をもって算定を行うものとする。
- ② 実績年度実車率が基準実車率を下回る場合には実績年度実車率と基準実車率を和半した数値をもって算定を行うものとする。

## 第6 原価の算定

### 1 運賃原価の範囲

運賃原価は、一般乗用旅客自動車運送事業の営業費（人件費、燃料油脂費、車両修繕費、車両償却費、その他運送費及び一般管理費）、営業外費用及び適正利潤を合計した額とする。

### 2 要素別原価の算定

#### (1) 人件費

人件費は給与、退職金、厚生費の合計額とし、次式により算定する。

平均給与月額×支給延人員×（1＋退職金支給率＋厚生費支給率）  
（算定基礎）

#### ① 平均給与月額

平均給与月額とは、基準賃金、基準外賃金及び賞与（一時金を含む）の年間総額を1/12した額とする。

翌年度・・・実績の平均給与月額に翌年度春闘実績による増加分を加えた額とする。

平年度・・・翌年度の平均給与月額にデフレーターを乗じて算定した額とする。

#### ② 支給延人員

輸送力増強を伴う場合の支給延べ人員は次式により算定したものとし、労働条件の改善（労働時間の短縮等）をする場合は、実施し又は実施することが確定している場合のみ運転者について人員増を認める。

最近年度実績支給延人員×（1＋実働日車数の伸び率）

#### ③ 退職金支給率

実績年度の給与総額に対する退職金の割合とする。

#### ④ 厚生費支給率

実績年度の給与総額に対する厚生費の割合とする。

#### (2) 燃料油脂費

##### イ 燃料費

次式により算定する。

燃料別単位当り価格 × (燃料別査定走行キロ ÷ 燃料別単位当り総走行キロ)

(算定基礎)

- ① 単位当り価格・・・最近の平均購入価格とする。ただし、燃料税の増徴が確定している場合は、増税分を加算した額とする。
- ② 燃料別総走行キロ・・・最近事業年度の実績の比率による。
- ③ 単位当り走行キロ・・・最近事業年度の実績値による。

ロ 油脂費

次式により算定する。

車キロ当り経費 × 査定総走行キロ

(算定基礎)

車キロ当り経費・・・実績値 × (1 + CPI)

(3) 車両修繕費 (タイヤ・チューブ費を含む。)

次式により算定する。

車キロ当り経費 × 査定総走行キロ

(算定基礎)

車キロ当り経費・・・実績値 × (1 + (CPI + CGPI) / 2)

(4) 車両償却費

次式により算定する。

車両価格 × 車両数 × 償却率

(算定基礎)

- ① 車両価格・・・最近における現金購入価格による。
- ② 車両数・・・期中平均車両数による。
- ③ 償却率・・・償却率は次式により算定する。

(1 - 0.1) ÷ 実績平均使用期間

(5) その他諸経費

イ その他償却費

翌年度 = 実績額 × 期中平均車両数伸び率

平年度 = 翌年度額 × 期中平均車両数伸び率

ロ その他修繕費

翌年度 = 実績額 × (1 + CPI) × 期中平均車両数伸び率

平年度 = 翌年度額 × (1 + CPI) × 期中平均車両数伸び率

ハ 諸税

① 自動車税及び自動車重量税

1両当り税額 × 期中平均車両数

② その他

翌年度＝実績額×期中平均車両数伸び率

平年度＝翌年度額×期中平均車両数伸び率

二 保険料

① 強制保険

1両当り保険料×期中平均車両数

② その他

翌年度＝実績額×期中平均車両数伸び率

平年度＝翌年度額×期中平均車両数伸び率

ホ その他

① 交際費

実績額とする。ただし、非課税限度額を限度とする。

② 事故賠償費

翌年度＝実績額×期中平均車両数伸び率

平年度＝翌年度額×期中平均車両数伸び率

③ その他

翌年度＝実績額×（1＋CPI）×期中平均車両数伸び率

平年度＝翌年度額×（1＋CPI）×期中平均車両数伸び率

(6) 一般管理費

イ 人件費

運送費人件費の算定要領と同じ。ただし、役員給与月額の上昇率は運送費人件費の運転者の平均給与月額の上昇率の範囲内とし、また、輸送力増強に伴う人員増は原則として認めない。

ロ 諸税

① 事業税

次式により算定する。

実績年度適正利潤×申請地区事業税々率

② その他

翌年度＝実績額×期中平均車両数伸び率

平年度＝翌年度額×期中平均車両数伸び率

ハ その他経費

① 交際費、寄付金

実績額とする。ただし、非課税限度額を限度とする。

② 固定資産償却費

翌年度＝実績額×期中平均車両数伸び率

平年度＝翌年度額×期中平均車両数伸び率

③ その他

翌年度＝実績額×（１＋ＣＰＩ）×期中平均車両数伸び率

平年度＝翌年度額×（１＋ＣＰＩ）×期中平均車両数伸び率

(7) 営業外費用

イ 金融費用

次式により算定する。

実績額＋（所要資金－自己資金）×平均利率

（算定基礎）

① 所要資金

車両購入及び施設改善のために要する資金とする。

② 自己資金

減価償却費及び増資予定額（確定している場合のみ）とする。

ロ 車両売却損

次式により算定する。

（１両平均残存価格×代替車両数）－（１両平均売却価格×代替車両数）

（算定基礎）

① １両平均残存価格・・・車両価格×０.１

② １両平均売却価格・・・最近の実績による売却価格（下取り価格）

③ 代替車両数・・・期中平均車両数÷実績平均使用期間

ハ その他

翌年度＝実績額×期中平均車両数伸び率

平年度＝翌年度額×期中平均車両数伸び率

(8) 適正利潤

次式により算定する。

乗用換算自己資本×資本利子率（０.１）÷（１－法人税等税率）

（算定基礎）

① 乗用換算自己資本・・・自己資本に全事業の固定資産に占める乗用事業用固定資産の比率を乗じて算出する。ただし、自己資本が欠損となっている場合は、乗用換算自己資本金を基礎に算定する。

② 法人税等税率・・・法人税等税率は次式により算定する。

法人税々率＋〔法人税々率×（都道府県民税率＋市町村税率＋地方法人税率）〕

第 7 運賃改定しない場合の収入算定

1 運送収入

次式により算定する。

車キロ当り収入 × 査定実車走行キロ  
(算定基礎)

車キロ当り収入・・・実績年度車キロ当り収入

2 運送雑収

実績年度運送雑収とする。

3 営業外収益

実績年度営業外収益とする。

第8 所要増収率の算定

次式により算定する。

$(\text{運賃原価} - (\text{運送雑収} + \text{営業外収益})) / \text{運送収入} - 1$

第9 運賃改定率の算定

運賃改定率は、原価計算の結果に基づく所要増収率と等しくなるよう算定する。なお、制度変更及び料金等の変更により増収効果が伴う場合には所要の修正を行うものとする。

第10 処分基準

上記第9項により算定した運賃改定率により、別添2の算出要領を用いて算出した運賃額をもって認可する。

## 一般乗用旅客自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準

一般乗用旅客自動車運送事業及びその他の事業に関連する収益及び費用並びに固定資産（無形固定資産及び投資等を除く。）は、その属する勘定項目ごとに、それぞれ次の基準によって各事業に配分する。また、運賃原価算定等において、一般乗用旅客自動車運送事業部門内部の配分を必要とする場合についても、この基準を準用する。ただし、鉄道事業又は軌道業を兼営するものにあつては、当分の間その事業について定める基準によるものとする。

なお、当該収益及び費用並びに固定資産が極めて少額である場合、または主たる事業に比較して兼営する事業の割合が小さいため、配分基準の算定が困難である場合には、その金額を主たる事業に負担させるものとする。

## I 収益

営業外収益 営業収益の比率

## II 費用

## 1 営業費

## (1) 運送費

イ 人件費 従業員の実働人日数の比率 ただし、技工の人件費については車両修繕費の比率

ロ 燃料油脂費 当該事業在籍車両の総走行キロの比率（注1）

## ハ 修繕費

車両修繕費 総走行キロの比率 ただし、外注修繕費、部品等については、当該事業在籍車両の総走行キロの比率

その他修繕費 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率

## ニ 固定資産償却費

車両償却費 当該事業在籍車両の総走行キロの比率

その他償却費 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率

## ホ 保険料

自賠償保険料 当該事業在籍車両の総走行キロの比率

車両保険料 同上

その他保険料 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率

## ヘ 施設使用料 実在延日車数の比率

ト 施設賦課税 期末有形固定資産額（車両を除く。）の比率

事業用車両に係るものは当該事業在籍車両の総走行キロの比率

## チ その他経費

事故賠償費 ー

道路使用料 ー

その他経費 実働延日車数の比率

(2) 一般管理費 運送費（または営業費から一般管理費を控除した金額）から減価償却費を控除した金額の比率

2 営業外費用

イ 金融費用 {営業費（減価償却費を除く。）の比率＋期末有形固定資産額の比率} × 1 / 2

ロ その他の費用 営業費（減価償却費を除く。）の比率

Ⅲ 固定資産

1 全事業部門から旅客自動車運送事業部門への配分

（営業収益の比率＋期末専属有形固定資産額の比率）× 1 / 2

2 旅客自動車運送事業部門内の配分

イ 車両

事業用車両 当該事業在籍車両の総走行キロの比率

その他の車両 実働延日車数の比率

ロ 建物

営業所等現業関係の建物 実在延日車数の比率

その他の建物 従業員数の比率

ハ 構築物 実在延日車数の比率

ニ 機械装置 実働延日車数の比率

ホ 工具器具備品 実働延日車数の比率

へ 土地 実在延日車数の比率

ト 建物仮勘定 実在延日車数の比率

（注 1）

「当該事業在籍車両の総走行キロの比率」とは、事業計画上当該事業に配置されている車両が、当該事業以外の他の事業のために使用された場合において、当該事業に配置されている全車両の総走行キロと、これから他事業に関わる部分の総走行キロを除いた、純当該事業に係わる総走行キロの比率をいう。

（注 2）

金融収益又は金融費用の各事業への配分にあたっては、次に掲げる金額はあらかじめ控除して配分を行い、配分後に「その他事業」の金融収益または金融費用として計上すること。

1 不動産事業を営んでいる事業者が、商品土地・建物に係る借入金利息を

金融費用として計上している場合の当該借入金利息の金額

2 イに掲げる事業者（経営する事業が1事業の者を含む。）は、ロに掲げる金額

イ 事業年度終了の日において、投融資額\*が固定資産の部の合計額の1/10をこえる事業者

ロ 金融収益・・・投融資額に係る受取配当金及び受取利息  
金融費用・・・{(期首投融資額+期末投融資額) × 1/2} × 実績仮入金利率

\* 投融資額は固定資産の投資等の合計額のうち、長期前払費用及び破産債権等並びに支払保険料、敷金その他の直接収入を生じないものは除き、流動資産である短期貸付金及び有価証券を含めたものとする。

## 改定運賃額の算出要領

改定運賃額の算出は、次のとおり行うこととする。

また、時間制加算運賃については、時間制初乗運賃に準じて行うこととする。

## 1. 距離制運賃及び時間制運賃の初乗運賃の算出

## (1) 上限運賃の算出

改定前の上限運賃額に所要増収率を乗じた額（端数は10円単位に四捨五入した額）を改定上限運賃値上額とする。

## (2) 距離制運賃の初乗運賃増収率

初乗運賃値上率は次式により算出する。

$$\text{初乗運賃値上率} = \text{改定上限運賃値上額} \div \text{改定前の上限運賃額}$$

初乗運賃増収率は次式により算出する。

$$\text{初乗運賃増収率} = \text{初乗運賃値上率} \times \text{距離制運賃及び時間制運賃の実績年度収入に占める初乗運賃収入構成比}$$

## 2. 距離制運賃の上限加算運賃の算出

## (1) 加算運賃の所要増収率は次式により算出する。

$$\text{加算運賃所要増収率} = (\text{所要増収率} - \text{初乗運賃増収率}) \div \text{加算運賃の収入構成比}$$

## (2) 上限加算運賃距離の算出

加算距離の算定は改定後の加算運賃額を設定の上、次式により算出した距離を上限運賃とする。

$$\text{加算距離} = \text{現行の加算運賃の距離} \div (1 + \text{加算運賃所要増収率}) \times \text{改定後の加算運賃額} \div \text{改定前の加算運賃額}$$

## 附則

平成14年2月1日以降最初の運賃改定において現行の中型車及び小型車を普通車として同一に取り扱うことに伴う運賃の調整の方法については、別に定めるものとする。

## 自動認可運賃の設定方法

## 1. 距離制運賃

## (1) 下限運賃

下限運賃の初乗運賃額は、次の算式により算出する。

下限初乗運賃額＝上限初乗運賃額×

別表 1 の分類に基づき算出した各運送原価の走行キロ当たり単価の総和  
 上限運賃の査定における総運送原価の走行キロ当たり単価

(注) 運賃額の端数は、いずれも10円単位に切り上げた額とする。

別表 1 の分類に基づき事業者による差異を認めた経費については、その用いる額が合理的な数値となっているかどうか確認し、必要に応じて補正を行うこととする。

加算距離＝距離制上限加算距離

÷ (距離制下限初乗運賃額÷距離制上限初乗運賃額)

(注) 加算距離は、1 m単位に四捨五入する。

## (2) 自動認可運賃の範囲内の設定

上限運賃と下限運賃の範囲内において、10円単位で初乗運賃額を設定する。

各初乗運賃額に対応する加算運賃額は上限運賃の加算運賃額と同額とし、その加算距離は次の算式により算出する。

各加算距離＝距離制上限加算距離

÷ (各距離制初乗運賃額÷距離制上限初乗運賃額)

## 2. 時間制運賃

## (1) 下限運賃

距離制の初乗運賃額を基礎として、次の算式により算出する。

初乗運賃額＝時間制上限運賃の初乗運賃額

× (距離制下限初乗運賃額÷距離制上限初乗運賃額)

加算運賃額＝時間制上限運賃の加算運賃額

× (距離制下限初乗運賃額÷距離制上限初乗運賃額)

## (2) 自動認可運賃の範囲内の設定

距離制運賃の初乗運賃額を基礎として、次の算式により算出する。

各初乗運賃額＝時間制上限運賃額

× (各距離制初乗運賃額÷距離制上限初乗運賃額)

各初乗運賃額に対する加算運賃額は、次の算式により算出する。

各加算運賃額＝時間制上限加算運賃額

× (各距離制初乗運賃額÷距離制上限初乗運賃額)

## 自動認可運賃等の申請に対する処理手続等

## 第 1 自動認可運賃の設定

別添 2 により算出した上限運賃を用いて、距離制運賃及び時間制運賃の自動認可運賃を設定するものとする。

自動認可運賃を設定した時は、速やかにこれを公示する。

## 第 2 申請に対する処理手続

## 1 申請者の申請運賃の変更

自動認可運賃を公示した場合において運賃の認可申請を行っている者は、関東運輸局長が自動認可運賃を公示後 2 週間以内に、自動認可運賃に申請額を変更することができるものとする。

また、この場合において初乗距離を短縮する運賃を設定する申請を行っている者は、本来の初乗距離を超えた運賃額が自動認可運賃となるよう、再度申請を行うものとする。

## 2 運賃の認可

公示後 2 週間経過した後、地方運輸局長は自動認可運賃の申請については、速やかにこれを認可することとする。なお、運転者の労働条件の改善を図ることを目的とした運賃改定について認可する場合は、事業者に対し、運転者の労働条件の改善のために必要な措置を講じることや、然るべき時期に運転者の労働条件の改善の状況を公表すること等を指導することとし、事業者による公表内容について、運賃改定の趣旨を逸脱すると認められるときには、その事実関係の公表及び必要な指導等を実施することとする。

また、今後の運賃改定において、改定を行わなかった結果、認可運賃が実質的に自動認可運賃の下限を下回る運賃となった場合には、その時点で認可に原則 1 年の期限を付すこととする旨及び自動認可運賃に該当しない運賃と同様に取り扱う旨の条件を付すこととする。

なお、上記 1 による申請額の変更がない場合は、次により処分を行うこととする。

## (1) 申請の初乗運賃額が上限運賃を上回っている場合

上限運賃額に修正して認可することとする。

## (2) 申請の初乗運賃額が自動認可運賃を下回っている場合

当該申請について第 3 自動認可運賃に該当しない運賃申請の処理要領

により個別に判断をすることとする。

(3) 申請の初乗運賃額が自動認可運賃の範囲内にあるが自動認可運賃に適合しない運賃の場合

距離制運賃については、初乗運賃額が申請初乗運賃額と同じ自動認可運賃（初乗運賃と加算運賃の比率が自動認可運賃と同等であって、加算距離を、加算運賃額が自動認可運賃の加算運賃額以下となるように設定したものを含む。）を認可することとする。

時間制運賃については、初乗運賃額が申請初乗運賃額にもっとも近い自動認可運賃を認可することとする。

第3 自動認可運賃に該当しない運賃申請の処理要領

申請運賃が当該運賃適用地域の自動認可運賃（第2 2(3)に掲げるものを含む。）に該当せず、かつ、運賃改定を伴わない運賃に係る申請については、以下のとおり処理する。

1 原価及び収入の算定

申請者において実績年度の原価及び収入をもとに、別紙2第2から第8により算定した（これによらない場合は、合理的な理由を付した上でこれに準じた形で算定した）書類を作成の上申請書に添付して提出することを求めることとする。

地方運輸局長においては、この添付書類をもとに、平年度における申請者の原価及び収入を査定することとする。

ただし、人件費については申請者の運転者1人当たり平均給与月額（福利厚生費を含む。以下同じ。）が原価計算対象事業者の運転者1人当たり平均給与月額の平均の額（以下「標準人件費」という。）を下回っているときは、標準人件費で人件費を査定することとする。

人件費以外の原価については、別表2の分類により、各原価ごとに、申請者の実績値又は原価計算対象事業者の走行キロ当たりの原価に基づき査定する。ただし、後者のものにあっても、申請事業者の事業形態等に鑑みて、申請事業者の実績値に基づき査定することに十分な合理性が認められる場合にはこれを妨げない。

なお、申請事業者の実績値に基づき査定する場合には、その値が当該事業者の事業の実態を適切に反映した値となっているかどうかについて、当該事業者の事業計画との照合等により十分に確認するものとする。

新規参入事業者から申請があった場合は、少なくとも1年間は自動認可運賃を採用することを指導することとする。また、審査に当たっては、類

似した事業を行っている事業者の実績値、または同一地域で申請運賃を実施している事業者の実績値をもとに査定することとする。

## 2 運賃査定額の算定

上記1による査定を行った上で平年度における収支率が100%となる変更後の運賃額（以下「運賃査定額」という。）を算定することとする。ただし、運賃査定額が自動認可運賃となる場合にあっては申請額に最も近い自動認可運賃額をもって運賃査定額とすることとする。

## 3 申請に対する処分

- (1) 申請額が運賃査定額以上である場合は、申請額で認可することとする。  
また、申請額が運賃査定額に満たない場合は運賃査定額を申請者に通知し、通知後2週間以内に申請額を運賃査定額に変更することができることとする。変更申請がない場合は、当該申請を却下する。
- (2) 申請の認可に当たっては、地域における事業者のシェア、地域における流し営業の比率及び地域における運転者の賃金体系の特徴等を勘案し、不当な競争を引き起こすこととなるおそれについても審査することとする。
- (3) 申請の認可に当たっては、初乗運賃と加算運賃の比率が当該運賃適用地域における上限運賃の比率と同等のものとなるような加算距離とすることとする。また、加算距離は、加算運賃額が自動認可運賃の加算額以下となるように設定することとする。
- (4) 申請の認可に当たっては、以下の条件を付すこととするとともに、事業者に対し、運転者の労働条件の確保のために必要な措置を講じることや、然るべき時期に運転者の労働条件の確保の状況を公表すること等を指導することとし、事業者による公表内容について、運転者の労働条件の確保が図られていないと認められるときには、その事実関係の公表及び必要な指導等を実施することとする。
  - ① 認可の期限は原則1年間とすること。
  - ② 認可後の需要への影響、運転者の労働条件の変化、収支率の変化、利用者・他の事業者との混乱の有無等について検証を行うことが必要であることから、申請事業者は、人件費、一般管理費、走行距離等について、毎月、報告すること。
  - ③ 関係法令違反により車両停止以上の行政処分を受けた場合には、認可を取り消す場合があること。
- (5) 現に認可されている運賃のうち、認可後の経済社会情勢の変化などに

より、不当な競争を引き起こすこととなるおそれが生じていると認められるものについて、それが旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められる場合には、道路運送法第31条に基づく事業改善命令により、運賃の変更を命ずることとする。

なお、旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められる場合に該当するか否かの認定については、当該運賃を認可した時点からの経済社会情勢の変化の状況などを勘案し、当該運賃を実施し続けることが利用者の保護を著しく欠く事態を招いていないかどうか等について総合的に判断することとする。

#### 第4 その他

##### 1 距離制運賃の初乗距離の短縮について

距離制運賃において、初乗距離を短縮する運賃制度については、平成14年1月17日付け公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」1.(3)イ⑥を満たすことが必要であるが、さらに、初乗距離に達した際、公示した自動認可運賃と同一となる場合には、本紙4.(1)に規定する自動認可運賃に係る認可申請があったものとみなす。ただし、この場合、申請の公示を省略することはできないものとする。

なお、初乗距離を短縮する申請にあつては、①運賃内容が利用者に分かり易く表示され、また、周知されること、②運転者の近距離旅客に対する敬遠防止について事業者の適切な指導・教育が十分行われること、について当該申請者を指導することとする。

##### 2 時間制運賃の初乗時間等の短縮について

時間制運賃において、初乗時間又は加算時間を短縮する場合については、当該短縮の結果、公示した自動認可運賃と同一となる場合には、4.(1)に規定する自動認可運賃に係る認可申請があったものとみなす。ただし、この場合、申請の公示を省略することはできないものとする。

なお、時間制運賃額の計算上、運賃額に端数が生じることとなる場合は、利用者の不利とならないよう調整するものとする。

##### 3 福祉輸送サービスに係る一定の幅での運賃の設定について

平成14年1月17日付け公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」4.の規定により、福祉輸送サービスに係る一定の幅での運賃を設定する場合にあつては、施行規則第10条の3第3項の規定に基づき、原価計算書等の書類の添付が必要ないと認める場合として公示したときは、申請の公示を省略するとともに、標準

処理期間によることなく速やかに処理を行うものとする。

#### 4 個人タクシー事業者に係る運賃認可の取扱いについて

個人タクシー事業者が、自動認可運賃を下回る運賃を設定しようとする場合にあっては、申請に係る運賃適用地域における既存の法人タクシー事業者において認可されている最低の運賃を下回る運賃は認めないこととする。

## タクシー事業の情報提供ガイドライン

## 第 1 事業者団体における情報提供

次の項目により積極的に情報公開を行うこととする。なお、具体的内容等は情報公開の趣旨に沿うよう創意工夫のうえ実施するものとする。

## (1) 利用者に対する基礎的な情報提供

- ① 運賃ブロックごとの運賃料金のメニュー、金額の一覧
- ② 運賃料金、サービス等に関する問い合わせ先の明示
- ③ サービス等の苦情に関する問い合わせ先の明示

## (2) 運賃改定申請時及び実施時の情報提供

(運賃改定申請時)

- ① 申請の内容（申請理由、申請の概要、運賃改定率、申請・現行運賃額比較表）
- ② 収支の実績年度及び平年度の推定（平年度の需要見通しを含む。）
- ③ これまでの経営合理化の状況、今後の取組み
- ④ 運賃料金の多様化の内容（新たな制度、営業割引の内容）

(運賃改定実施時)

- ① 運賃改定の内容（改定の概要、改定率、現行・改定運賃額比較表）
- ② 新たに設定する運賃料金の内容
- ③ 主要区間の新旧運賃料金比較表
- ④ 今後の合理化計画の内容
- ⑤ 今後のサービス向上策の内容

## (3) 運賃改定のフォローアップ（定期的に公表）

- ① 合理化計画の実施状況
- ② サービス向上策の実施状況

## (4) その他

- ① 民間公聴会（関係事業者団体が主催する消費者団体等の関係者との懇談会）の定期的開催
- ② その他葉書、モニター等による利用者意見の把握

## 第 2 関東運輸局における情報提供

## (1) 基礎的な情報提供

- ① 運賃改定の審査基準、標準処理期間
- ② 行政の苦情に関する問い合わせ先の明示

(2) 運賃改定申請時及び認可時の情報提供

(運賃改定申請)

- ① 申請の内容（申請日、申請者名、申請の概要）
- ② その他特に必要な事項

(運賃改定認可時)

- ① 認可の内容
- ② 運賃改定に当たっては、原価計算対象事業者の平均原価
- ③ その他運賃改定認可に併せて事業者団体に要請した事項

(3) 運賃改定のフォローアップ（定期的に公表）

- ① 運賃改定後の経営内容等

第3 情報提供の方法

(1) 事業者団体

リーフレット等の車内配布、広報誌及びテレビ・新聞等マスメディアを通じた公表、インターネットによる情報発信、利用者窓口

(別表 1) 下限運賃の設定における原価の査定

原価項目・内訳・内容					事業者による差異の有無
営業費	運送費	人件費	運転者人件費	(給与、手当、法定福利・厚生費等)	×
			其他人件費	(運行管理者、整備管理者等)	×
			小 計		
		燃料油脂費	燃料費・油脂費	(LPG、ガソリン、軽油)	○
		車両修繕費	車両修繕費	(主に所有車両に係る修繕費)	×
		車両償却費	車両償却費	(所有車両に係る償却費)	○
		その他運送費	その他償却費	(営業所、車庫等に係る償却費)	×
			その他修繕費	(営業所、車庫等に係る修繕費)	×
			諸税	(自動車税、自動車重量税、その他)	×
			保険料	(自賠責保険料、任意保険、その他)	×
	車両リース料		(事業用車両のリース料)	○	
	その他		(事故賠償費、施設使用料、道路使用料等)	×	
	小 計				
	一般管理費	人件費	役員報酬	(取締役、監査役報酬)	○
			その他	(役員以外の一般管理部門人件費)	×
		諸税	諸税	(事業税)	×
		その他経費	その他	(タセシ負担金、自賠責、教育実習費等)	×
小 計					
営業外費用	営業外費用	金融費用	(借入金利息、支払手形利息等)	○	
		車両売却損	(事業用車両の売却による差損)	○	
		その他	(貸倒償却、雑支出等)	○	
	小 計				
適正利潤					×

(別表2) 下限割れ運賃の審査における原価の査定

原価項目・内訳・内容				事業者による差異の有無	
営業費	運送費	人件費	運転者人件費	(給与、手当、法定福利・厚生費等)	×
			其他人件費	(運行管理者、整備管理者等)	×
			小計		
		燃料油脂費	燃料費・油脂費	(LPG、ガソリン、軽油)	○
		車両修繕費	車両修繕費	(主に所有車両に係る修繕費)	×
		車両償却費	車両償却費	(所有車両に係る償却費)	○
		その他運送費	その他償却費	(営業所、車庫等に係る償却費)	×
			その他修繕費	(営業所、車庫等に係る修繕費)	×
			諸税	(自動車税、自動車重量税、その他)	×
			保険料	(自賠責保険料、任意保険、その他)	×
	車両リース料		(事業用車両のリース料)	○	
	その他	(事故賠償費、施設使用料、道路使用料等)	×		
	小計				
	一般管理費	人件費	役員報酬	(取締役、監査役報酬)	○
			その他	(役員以外の一般管理部門人件費)	×
		諸税	諸税	(事業税)	×
		その他経費	その他	(タセ)負担金、自賠責、教育実習費等)	×
小計					
営業外費用	営業外費用	金融費用	(借入金利息、支払手形利息等)	○	
		車両売却損	(事業用車両の売却による差損)	○	
		その他	(貸倒償却、雑支出等)	○	
	小計				
適正利潤				○	

## 公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年1月17日

関東運輸局長 上子道雄

## 記

## 1. 運賃

## (1) 運賃の種類

運賃の種類は、次のとおりとする。

イ 距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。以下同じ。）

初乗運賃と加算運賃を定め、旅客の乗車地点から降車地点までの実車走行距離に応じた運賃。

ロ 時間制運賃

初乗運賃と加算運賃を定め、旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じた運賃。

ハ 定額運賃

## ① 施設及びエリアに係る定額運賃

特定の空港、鉄道駅、各種集客施設（公的医療機関、博物館、美術館、大規模テーマパーク（遊戯施設）等を含む。）等（以下「定額運賃適用施設」という。）と他の定額運賃適用施設との間又は定額運賃適用施設と一定のエリアとの間の運送を行う場合において、事前に定額を定めて運送の引受けを行う運賃。

## ② イベント定額運賃

イベントの開催期間中、駅、空港等特定の場所からイベントの開催場所との間の運送を行う場合において、事前に定額を定めて運送の引受けを行う場合の運賃。

### ③ 観光ルート別運賃

観光地における主要施設（最寄駅、主要宿泊施設等）を拠点とした名所旧跡等を巡るルートに沿った運送を行う場合において、事前に定額を定めて運送の引受けを行う運賃。

### ④ 社会的要請による定額運賃

自治体、学校、保護者など地域からの要請により、通学児童等の安全及び保護を目的とした運送を行う場合において、事前に定額を定めて運送の引受けを行う運賃。

## (2) 運賃の適用順位

運賃の適用順位は、原則として距離制運賃を適用することとするが、(4)に定めるところにより設定した時間制運賃を適用することができるものとする。また、(5)に定めるところにより定額運賃を設定している場合は、定額運賃を適用することができるものとする。

## (3) 距離制運賃

### イ 距離制運賃の適用方法

- ① 初乗距離は各運賃適用地域ごとに関東運輸局長が定める距離により設定するものとする。
- ② 加算運賃は、1メートル単位とし、1メートル未満の端数は四捨五入する。
- ③ 時間距離併用制運賃は、一定速度（限界速度といい、10km/Hを超えないものとする。）以下の走行速度になった場合の運送に要した時間を加算距離に換算し、距離制メーターに併算する。
- ④ 時間距離併用制運賃の加算距離相当時間に端数が生じた場合は、5秒単位に切り上げるものとする。
- ⑤ 距離制運賃は、10円単位で設定するものとする。
- ⑥ 二種類の初乗距離を設定し、現行の初乗距離を基本としつつ、事業者の意向により、これを短縮して設定されるもう一種類の初乗距離も設定できるものとする。この場合、もう一種類の初乗距離は、現行の初乗距離から、加算距離を一回分（ただし、地域の実情に応じて、複数回分とすることも出来るものとする。）控除した距離で、関東運輸局長が定めるものにより設定するものとする。なお、当該距離に係る初乗運賃額は、控除した距離に相当する加算運賃額を控除した額で設定するものとする。
- ⑦ 運賃の収受に当たっては、旅客の降車地点に停車後直ちにメーター器を「支払」の位置に操作し、その表示額による。
- ⑧ 距離制運賃を設定する場合は、(4)の規定を適用して設定される時間制運賃も設定するものとする。

## ロ 距離制運賃の割増

- ① 大型車及び特定大型車の割増率については、地域の実情にあわせて定めることができる。
- ② 深夜早朝割増は、原則午後10時以降午前5時までの間における運送に適用し、割増率は2割とする。
- ③ 寝台割増は、寝台専用の固定した設備を有する車両に限り適用し、割増率は2割とする。
- ④ 適用方法
  - (ア) 大型車割増及び特定大型車割増以外の割増は、距離短縮方式とする。
  - (イ) 大型車割増及び特定大型車割増は、普通車の運賃額に割増相当額を加算する方式によることとし、当該合算額をメーターに表示することとする。
  - (ウ) 大型車割増及び特定大型車割増以外の割増については、2以上の割増条件に該当する場合はいずれか高い率を適用し、割増の重複はできないものとする。

## ハ 距離制運賃の割引（公共的割引）

- ① 身体障害者割引は、身体障害者福祉法による身体障害者手帳を所持している者に適用するものとし、割引率は1割とする。
- ② 知的障害者割引は、都道府県知事（政令指定都市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳を所持している者に適用するものとし、割引率は1割とする。
- ③ ①、②以外の法令等で対象が限定される者に対する福祉的な割引については、以下の(ア)～(ウ)に掲げる者その他の対象者の種類ごとに、事業者の申請に基づき個別に設定するものとし、割引率は1割とする。
  - (ア) 精神障害者  
精神保健及び精神障害者福祉法に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - (イ) 被爆者  
原子爆弾被爆者援護法に規定する被爆者健康手帳の交付を受けている者
  - (ウ) 戦傷病者  
戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者
- ④ 適用方法
  - (ア) 公共的割引は、メーター表示額から割引相当額を減じる方法による。
  - (イ) 公共的割引は、遠距離割引及び営業的割引と重複して適用するものとするが、公共的割引のうち、複数の割引条件に該当する場合は、い

ずれか高い率を適用し、割引の重複はできないものとする。

## 二 距離制運賃の割引（遠距離割引及び営業的割引）

① 遠距離割引及び営業的割引については、適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないことが認められる場合であって、運転者の労働条件の確保が図られていると認められる場合に設定されるものとする。

② 遠距離割引は、一定のメーター表示額（基準額という。）に相当する距離を超える遠距離旅客に対し適用するものとし、割引は基準額を超える部分の額に一定割合を乗じた額を割り引く方法で行うものとする。

割引の方法については、利用者への分かりやすさを担保するため原則として、基準額及び割引率を逡増させる場合の区切りの額については1,000円単位とし、割引率は1割単位とするものとする。

③ 営業的割引は、クーポン券割引、利用回数・金額割引など主に需要喚起目的として設定される運賃の割引（公共的割引及び遠距離割引を除く。）とする。

### ④ 適用方法

(ア) 遠距離割引は、メーター表示額から割引相当額を減じる方法による。

(イ) 営業的割引については、割引の形態に応じた方法で割り引きを行うものとする。

(ウ) 遠距離割引及び営業的割引は、それぞれ重複して、又は、それぞれが公共的割引と重複して適用するものとする。

## (4) 時間制運賃

### イ 時間制運賃の適用方法

① 時間制運賃は、営業所（無線基地局を含む。以下同じ。）において時間制運賃によるあらかじめの特約がある場合に適用する。

② 時間制運賃は、初乗1時間、以後30分単位とし、30分未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。

ただし、事業者の申請に基づき、初乗30分、以後15分又は10分単位とすることができるものとする。

③ 時間制運賃は、50円単位とし、50円未満の端数は切り捨てるものとする。

④ 当分の間、既に時間制運賃が導入されている運賃適用地域においては、「営業所等を出発し、旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じた」かつ「30分単位の」運賃を設定することができるものとする。

⑤ 時間制運賃による契約の場合は、タクシーメーター器にカバーをし、

前面に「貸切」の表示をするものとする。

- ⑥ 運送の引き受けを営業所においてのみ行う場合には、時間制運賃のみを設定することができるものとする。この場合にあつては、タクシーメーター器を取り付けないこととしても差し支えないものとする。

ただし、個人タクシー事業者にあつては、その事業特性に鑑み、時間制運賃のみを設定することはできないものとする。

#### ロ 時間制運賃の割増

- ① 時間制運賃には、運賃の割増（大型車及び特定大型車を除く。）及び料金（待料金及び迎車回送料金に限る。）は適用しないものとする。
- ② 大型車及び特定大型車の割増率については、地域の実情にあわせて定めることができる。
- ③ 割増は、普通車の運賃額に割増相当額を加算する方式によるものとする。

#### ハ 時間制運賃の割引

##### ① 公共的割引

(3)ハの規定は、時間制運賃の公共的割引について準用する。

##### ② 営業的割引

(7) (3)ニのうち、営業的割引に係る規定は、時間制運賃の営業的割引について準用する。

(イ) 割引の種類については、(7)及び以下に掲げるもののほか、事業者の申請に基づき設定することができるものとする。

##### a 特定時間制割引

需要の少ない時間帯の利用に限定した運賃の割引。

##### b 長時間割引

一定の時間を超える長時間の配車予約があつた場合の運賃の割引。

##### ③ 適用方法

(7) ①の割引は、イにより算出された時間制運賃額から割引相当額を減じる方法による。

(イ) ②の割引については、割引の形態に応じた方法で割り引きを行うものとする。

(ウ) ①及び②（②(7)において準用する(3)ハを含む。）の各区分の割引は重複して適用するものとするが、①及び②（②(7)において準用する(3)ハを含む。）の同一区分内において複数の割引条件に該当する場合は、いずれか高い率を適用し、割引の重複はできないものとする。

#### (5) 定額運賃

## イ 施設及びエリアに係る定額運賃

- ① 定額運賃適用施設と他の定額運賃適用施設との間又は定額運賃適用施設と一定のエリアとの間に行われる反復・継続的な運送であって、5,000円に相当する距離を超えるものについて設定できるものとする。

ただし、東京国際空港を定額運賃適用施設とする定額運賃については、3,500円に相当する距離を超えるものについて設定できるものとする。
- ② 運賃の額は、当該定額運賃を定める定額運賃適用施設から他の適用施設又は一定のエリア内への最短経路による運送に適用される通常の距離制運賃（時間距離併用制運賃において時間加算を行わない距離制運賃をいい、遠距離割引を含むものとする。）の額によるものとする。

この場合において、設定する運賃の額の単位は、10円単位、50円単位、100円単位、500円単位等とすることができるものとするが、端数処理に当たっては、利用者の不利にならないよう調整するものとする。
- ③ 定額運賃適用施設等は、事業者の申請に基づき設定することができることとするが、恒常的に相当数の不特定多数の集客が見込まれる施設と認められるものとする。
- ④ 定額運賃を適用する一定のエリアは、営業区域の単位として関東運輸局長が定めた区域の範囲を超えない範囲内において、営業区域、行政区画、道路、河川、その他の明確な区分により設定するものとする。

当該エリアは事業者の申請に基づき設定することとするが、地域の輸送実態その他の事情により関東運輸局長が別に定めるところによることのできるものとする。
- ⑤ 運賃以外で有料道路料金や駐車場料金等の実費が必要となる場合は、利用者が負担すべき実費の額等についてその内容をあらかじめ明示するものとする。
- ⑥ 他の利用者との間で不当な差別的な取扱いや乗り場等で利用者の混乱が生じないように乗り場を定める、乗車券方式による、予約方式による等利用者保護に十分な対策を講じるものとする。
- ⑦ 定額運賃に運賃の割増又は運賃の割引を適用する場合は、割増や割引を適用した後の運賃を定額運賃として設定するものとする。

## ロ イベント定額運賃

- ① イベントの開催期間中、駅、空港等特定の場所とイベントの開催場所との間の運送に適用する場合に設定できるものとする。
- ② 運賃の額は、イベント開催時において予想される最短経路による運行

経路（初乗距離を超える運送距離であること。）に基づき計測した距離に対応した通常の距離制運賃額によるものとする。

この場合において、設定する運賃の額の単位は、10円単位、50円単位、100円単位、500円単位などとするができることとするが、端数処理に当たっては、利用者の不利にならないよう調整するものとする。

- ③ 実施に当たり、イベント主催者等との連携、旅客への案内等の対応について、十分な方策を講じるものとする。
- ④ 運賃以外で有料道路料金や駐車場料金等の実費が必要となる場合は、利用者が負担すべき実費の額等についてその内容をあらかじめ明示するものとする。
- ⑤ 他の利用者との間で不当な差別的な取扱いや乗り場等で利用者の混乱が生じないよう乗り場を定める、乗車券方式による、予約方式による等利用者保護に十分な対策を講じるものとする。
- ⑥ イベント定額運賃に運賃の割増又は運賃の割引を適用する場合は、割増や割引を適用した後の運賃を定額運賃として設定するものとする。

#### ハ 観光ルート別運賃

観光ルート別運賃の設定については、「タクシーの観光地におけるルート別運賃制度の見直しについて」（平成8年6月21日付け自旅第105号）によるものとする。

#### ニ 社会的要請による定額運賃

児童の登下校時の安全確保のため、反復継続して行なわれる輸送等、特に必要と認められる場合は、上記イからハによらない定額運賃を設定できるものとする。

#### ホ その他

定額運賃を設定する場合は、運賃算定の基礎となる距離制運賃又は時間制運賃を設定するものとする。

### 2. 料金

#### (1) 料金の種類

料金の種類は、待料金、迎車回送料金、サービス指定予約料金及びその他の料金とする。

#### (2) 料金の適用方法

##### イ 待料金

- ① 待料金は、旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する。
- ② 待料金の額は、加算運賃額とする。

##### ロ 迎車回送料金

迎車回送料金は、旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に、次のいずれかを適用するものとする。

- ① 1車両1回ごとの定額（一定距離まで無料とするもの及び一定の距離に応じて段階的に料金を設定するものを含む。）とする。
- ② 発車地点より実車扱い（タクシーメーター器を「迎車」の位置に操作すること）とし、初乗運賃額を限度とする。なお、実車扱いとする距離については、平成14年4月24日付け関東運輸局長公示「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について」による距離とする。

この場合において、当該料金の適用方法について、あらかじめ利用者にはわかりやすい情報提供を行い、利用者保護に十分な対策を講じるものとする。

#### ハ サービス指定予約料金

- ① サービス指定予約料金は、時間指定配車料金及び車両指定配車料金とする。
- ② 時間指定配車料金は、予約による旅客の指定した時間に車両を配車する場合に適用する。
- ③ 車両指定配車料金は、予約による旅客のワゴン車等の配車依頼に応じてワゴン車等を配車する場合に適用する。
- ④ サービス指定予約料金の額は、1車両1回ごとの定額とする。

ただし、「時間指定配車」かつ「車両指定配車」のいずれにも該当する場合は、②又は③により適用しうるいずれかの料金のうち高額の料金のみを収受するものとする。

#### ニ その他の料金

その他の料金は、不当な差別的取扱いをするものではなく、かつ、旅客が利用することを困難にするおそれがないものである場合に設定できるものとする。なお、介護料金等旅客の運送に直接伴うものではない料金は、当然のことながらこれに含まないものであり、認可も届出も不要である。

### 3. 車種区分

別表のとおりとする。

### 4. その他

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（福祉輸送サービスに限る。）に関する制度について」（平成18年11月30日付け関自旅二第1635号）の記1.（1）で例示するケア運賃については、事業者の申請に基づき、既

に認可を受けている（認可を受けようとしている場合を含む。以下同じ。）  
運賃を上限として一定の幅を設定することができるものとする。

この場合において、一定の幅で運賃を設定するに当たっては、既に認可を受けている運賃を上限（最高運賃）とし、適用する運賃の最低となる運賃を下限（最低運賃）として取り扱うものとする。

#### 附則

- 1 本公示は、平成14年2月1日以降に管轄する陸運支局において受け付ける申請について適用する。
- 2 1(3)ロ・(4)ロ、2(2)イ・ロ、及び3については、次の運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続をまとめて取り扱うことが合理的であると認められるものとして別に定める地域において普通車の最も高額の運賃よりも高い運賃を設定することをいう。以下同じ。）の時から適用し、それより前は従前の例による。ただし、地域の実情に応じ次の運賃改定の時より前から適用できるものとする。

#### 附則（平成14年4月24日 一部改正）

- 1 本公示は、平成14年4月24日以降適用する。

#### 附則（平成14年7月23日 一部改正）

- 1 本公示は、平成14年7月23日以降適用する。

#### 附則（平成16年9月29日 一部改正）

- 1 本公示は、平成16年10月1日以降に管轄する運輸支局において受け付ける申請について適用する。ただし、3.に係る改正については、次の運賃改定の時から適用し、それより前は従前の例による。
- 2 現に大型車に区分される車両であって、3.の規定に基づき、次の運賃改定の時に普通車に区分されることとなるものについては、事業者の申請に基づき、改正前の直近下位の区分に該当するものとして運賃を設定することができるものとする。

#### 附則（平成18年2月27日 一部改正）

- 1 本公示は、平成18年3月1日以降に管轄する運輸支局において受け付ける申請について適用する。

#### 附則（平成18年11月30日 一部改正）

- 1 本公示は、平成18年12月1日以降に処分するものから適用する。

- 2 1 (3)口、3については、次の運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続きをまとめて取り扱うことが合理的であると認められる地域として別に定める地域において普通車（普通車の車種区分がない地域においては別に定める区分による車種別）の最も高額な運賃よりも高い運賃を設定することをいう。以下同じ。）の時から適用し、それよりも前は従前の例による。ただし、地域の実情に応じ次の運賃改定の時より前から適用できるものとする。

附則（平成21年9月30日 一部改正）

- 1 本公示は、平成21年10月1日以降に処分するものから適用する。

附則（平成22年6月24日 一部改正）

- 1 本公示は、平成22年7月1日以降から適用する。

附則（平成26年1月27日 一部改正）

- 1 本公示は、平成26年1月27日から適用する。

附則（平成26年2月28日 一部改正）

- 1 本公示は、平成26年4月1日から適用する。

附則（平成27年2月17日 一部改正）

- 1 本公示は、平成27年2月17日から適用する。

車種区分	自動車の大きさ等
<p>普通車</p> <p>ただし、別に定める運賃適用地域にあっては、長さが4.6メートル未満のものを小型車とする。</p>	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員8名以下のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員8名以下のもの。</p> <p>同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める軽自動車でリフト又はスロープにより車椅子で乗降でき、かつ、運行時に車椅子を固定することができる設備を有する特種用途自動車。</p> <p>同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員8名以下のもの。</p>
<p>大型車</p>	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員8名以下のもの。</p> <p>身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員7名以上のもの。</p>
<p>特定大型車</p>	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員9名以上のもの。</p> <p>ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）及び内燃機関を有しない自動車を除く。</p>
<p>小型車運賃を適用できる地域</p>	<p>神奈川県小田原地区、群馬県A地区、群馬県B地区及び山梨県A地区</p>
<p>備考</p>	<p>ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。</p>



## 公 示

## 一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について

「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」（平成26年1月27日付け公示。）の規定に基づき、下記営業区域毎の公定幅運賃の範囲を別紙のとおり指定したので公示する。

平成26年 2月28日

関東運輸局長 原 喜信

## 記

## 1. 適用する営業区域

都県名	営業区域
東京都	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏及び西多摩交通圏
神奈川県	京浜交通圏、県央交通圏、湘南交通圏及び小田原交通圏
千葉県	京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏及び市原交通圏
埼玉県	県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏及び県北交通圏
群馬県	東毛交通圏及び中・西毛交通圏
茨城県	水戸県央交通圏、県南交通圏、 県西交通圏及び県北交通圏
栃木県	宇都宮交通圏、県南交通圏及び塩那交通圏
山梨県	甲府交通圏

2. 公定幅運賃  
別紙のとおり3. 適用日  
平成26年4月1日

附 則（平成27年10月1日 一部改正）  
本公示は、平成27年10月1日以降適用する。

## 特別区・武三交通圏の運賃の範囲

## 1. タクシー

## ①特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃				
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 1時間	加算運賃			
A (上限運賃)	810 円	251 m	90 円	1 分 30 秒	90 円	A (上限運賃)	5,050 円	30 分	2,360 円
B 運賃	800 円	254 m	90 円	1 分 35 秒	90 円	B 運賃	5,000 円	30 分	2,330 円
C 運賃	790 円	257 m	90 円	1 分 35 秒	90 円	C 運賃	4,950 円	30 分	2,300 円
D 運賃	780 円	261 m	90 円	1 分 35 秒	90 円	下限運賃	4,900 円	30 分	2,270 円
下限運賃	770 円	265 m	90 円	1 分 35 秒	90 円				

## ②大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃				
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 1時間	加算運賃			
A (上限運賃)	770 円	265 m	90 円	1 分 35 秒	90 円	A (上限運賃)	4,850 円	30 分	2,230 円
B 運賃	760 円	268 m	90 円	1 分 40 秒	90 円	B 運賃	4,800 円	30 分	2,200 円
C 運賃	750 円	272 m	90 円	1 分 40 秒	90 円	C 運賃	4,750 円	30 分	2,170 円
D 運賃	740 円	276 m	90 円	1 分 40 秒	90 円	D 運賃	4,700 円	30 分	2,140 円
下限運賃	730 円	280 m	90 円	1 分 45 秒	90 円	下限運賃	4,650 円	30 分	2,110 円

## ③普通車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃				
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 1時間	加算運賃			
A (上限運賃)	730 円	280 m	90 円	1 分 45 秒	90 円	A (上限運賃)	4,650 円	30 分	2,110 円
B 運賃	720 円	284 m	90 円	1 分 45 秒	90 円	B 運賃	4,600 円	30 分	2,080 円
C 運賃	710 円	288 m	90 円	1 分 45 秒	90 円	C 運賃	4,550 円	30 分	2,050 円
D 運賃	700 円	292 m	90 円	1 分 45 秒	90 円	D 運賃	4,500 円	30 分	2,020 円
下限運賃	700 円	292 m	90 円	1 分 45 秒	90 円	下限運賃	4,450 円	30 分	1,990 円

## 2. タクシー(初乗距離短縮)

## ①特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃		加算運賃	
A (上限運賃)	1.749km	720 円	251 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
B 運賃	1.746km	710 円	254 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
C 運賃	1.743km	700 円	257 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
D 運賃	1.739km	690 円	261 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
下限運賃	1.735km	680 円	265 m 90 円	1 分 35 秒 90 円

## ②大型車

	距離制運賃				時間距離併用制
	初乗運賃		加算運賃		
A (上限運賃)	1.735km	680 円	265 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運賃	1.732km	670 円	268 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
C 運賃	1.728km	660 円	272 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
D 運賃	1.724km	650 円	276 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
下限運賃	1.72km	640 円	280 m	90 円	1 分 45 秒 90 円

## ③普通車

	距離制運賃				時間距離併用制
	初乗運賃		加算運賃		
A (上限運賃)	1.72km	640 円	280 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
B 運賃	1.716km	630 円	284 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
C 運賃	1.712km	620 円	288 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
下限運賃	1.708km	610 円	292 m	90 円	1 分 45 秒 90 円

## 3. ハイヤー

1. 及び2. で定める公定幅運賃の下限運賃以上とする。

## 4. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

## 北多摩、南多摩及び西多摩交通圏の運賃の範囲

## 1. タクシー

## ①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	248 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	A (上限運賃)	3,210 円 30 分 3,210 円
B 運賃	800 円	251 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	B 運賃	3,170 円 30 分 3,170 円
C 運賃	790 円	254 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	C 運賃	3,130 円 30 分 3,130 円
D 運賃	780 円	258 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	D 運賃	3,090 円 30 分 3,090 円
下限運賃	770 円	261 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	下限運賃	3,050 円 30 分 3,050 円

## ②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	261 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,040 円 30 分 3,040 円
B 運賃	760 円	264 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	B 運賃	3,000 円 30 分 3,000 円
C 運賃	750 円	268 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	2,960 円 30 分 2,960 円
D 運賃	740 円	272 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	D 運賃	2,920 円 30 分 2,920 円
下限運賃	730 円	276 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	下限運賃	2,880 円 30 分 2,880 円

## ③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	276 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	A (上限運賃)	2,880 円 30 分 2,880 円
B 運賃	720 円	280 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	B 運賃	2,840 円 30 分 2,840 円
C 運賃	710 円	284 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	C 運賃	2,800 円 30 分 2,800 円
下限運賃	700 円	288 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	2,760 円 30 分 2,760 円

## 2. タクシー(初乗距離短縮)

## ①特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃	加算運賃		
A (上限運賃)	1.752km 720 円	248 m 90 円		1 分 30 秒 90 円
B 運賃	1.749km 710 円	251 m 90 円		1 分 30 秒 90 円
C 運賃	1.746km 700 円	254 m 90 円		1 分 35 秒 90 円
D 運賃	1.742km 690 円	258 m 90 円		1 分 35 秒 90 円
下限運賃	1.739km 680 円	261 m 90 円		1 分 35 秒 90 円

## ②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃	加算運賃	
A (上限運賃)	1.739km 680 円	261 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運賃	1.736km 670 円	264 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
C 運賃	1.732km 660 円	268 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
D 運賃	1.728km 650 円	272 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
下限運賃	1.724km 640 円	276 m 90 円	1 分 40 秒 90 円

## ③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃	加算運賃	
A (上限運賃)	1.724km 640 円	276 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
B 運賃	1.72km 630 円	280 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
C 運賃	1.716km 620 円	284 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
下限運賃	1.712km 610 円	288 m 90 円	1 分 45 秒 90 円

## 3. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

## 京浜交通圏の運賃の範囲

## 1. タクシー

## ①特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 1時間	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	239 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	A (上限運賃)	4,850 円	30 分 2,250 円
B 運賃	800 円	242 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	B 運賃	4,800 円	30 分 2,220 円
C 運賃	790 円	245 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	C 運賃	4,750 円	30 分 2,190 円
D 運賃	780 円	248 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	D 運賃	4,700 円	30 分 2,170 円
E 運賃	770 円	263 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	E 運賃	4,650 円	30 分 2,130 円
下限運賃	760 円	266 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	下限運賃	4,600 円	30 分 2,100 円

## ②大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 1時間	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	263 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	4,650 円	30 分 2,130 円
B 運賃	760 円	266 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	4,600 円	30 分 2,100 円
C 運賃	750 円	270 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	4,550 円	30 分 2,070 円
D 運賃	740 円	274 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	D 運賃	4,500 円	30 分 2,050 円
E 運賃	730 円	293 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	E 運賃	4,450 円	30 分 2,010 円
下限運賃	720 円	297 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	下限運賃	4,400 円	30 分 1,980 円

## ③普通車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 1時間	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	293 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	4,450 円	30 分 2,010 円
B 運賃	720 円	297 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	B 運賃	4,400 円	30 分 1,980 円
C 運賃	710 円	301 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	C 運賃	4,350 円	30 分 1,950 円
D 運賃	700 円	306 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	D 運賃	4,300 円	30 分 1,930 円
下限運賃	690 円	310 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	E 運賃	4,250 円	30 分 1,900 円
					下限運賃	4,200 円	30 分 1,870 円

## 2. ハイヤー

1. で定める公定幅運賃の下限運賃以上とする。

## 3. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

## 県央及び湘南交通圏の運賃の範囲

### 1. タクシー

#### ①特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	256 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,320 円	30 分 3,320 円
B 運賃	800 円	259 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	B 運賃	3,280 円	30 分 3,280 円
C 運賃	790 円	262 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	C 運賃	3,240 円	30 分 3,240 円
D 運賃	780 円	266 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	D 運賃	3,200 円	30 分 3,200 円
下限運賃	770 円	273 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	下限運賃	3,160 円	30 分 3,160 円

#### ②大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	273 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	A (上限運賃)	3,160 円	30 分 3,160 円
B 運賃	760 円	277 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	3,120 円	30 分 3,120 円
C 運賃	750 円	280 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	C 運賃	3,080 円	30 分 3,080 円
D 運賃	740 円	284 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運賃	3,040 円	30 分 3,040 円
下限運賃	730 円	293 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	3,000 円	30 分 3,000 円

#### ③普通車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	293 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	2,990 円	30 分 2,990 円
B 運賃	720 円	297 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	B 運賃	2,950 円	30 分 2,950 円
C 運賃	710 円	301 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	C 運賃	2,910 円	30 分 2,910 円
下限運賃	700 円	306 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	下限運賃	2,870 円	30 分 2,870 円

### 2. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

## 小田原交通圏の運賃の範囲

## 1. タクシー

## ①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A(上限運賃)	810円	227m 90円	1分25秒 90円
B運賃	800円	230m 90円	1分25秒 90円
C運賃	790円	233m 90円	1分25秒 90円
D運賃	780円	236m 90円	1分25秒 90円
下限運賃	770円	239m 90円	1分30秒 90円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	4,050円	30分 4,050円
B運賃	4,000円	30分 4,000円
C運賃	3,950円	30分 3,950円
D運賃	3,900円	30分 3,900円
E運賃	3,850円	30分 3,850円
下限運賃	3,800円	30分 3,800円

## ②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A(上限運賃)	770円	242m 90円	1分30秒 90円
B運賃	760円	245m 90円	1分30秒 90円
C運賃	750円	248m 90円	1分30秒 90円
下限運賃	740円	252m 90円	1分35秒 90円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	3,720円	30分 3,720円
B運賃	3,670円	30分 3,670円
C運賃	3,620円	30分 3,620円
下限運賃	3,580円	30分 3,580円

## ③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A(上限運賃)	730円	260m 90円	1分35秒 90円
B運賃	720円	264m 90円	1分35秒 90円
C運賃	710円	267m 90円	1分40秒 90円
下限運賃	700円	271m 90円	1分40秒 90円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	3,390円	30分 3,390円
B運賃	3,340円	30分 3,340円
下限運賃	3,300円	30分 3,300円

## ④小型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A(上限運賃)	710円	268m 90円	1分40秒 90円
B運賃	700円	272m 90円	1分40秒 90円
下限運賃	690円	276m 90円	1分40秒 90円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A(上限運賃)	3,290円	30分 3,290円
B運賃	3,240円	30分 3,240円
下限運賃	3,200円	30分 3,200円

## 2. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

## 千葉交通圏の運賃の範囲

## 1. タクシー

## ① 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	252 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運賃	800 円	255 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
C 運賃	790 円	258 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
D 運賃	780 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
E 運賃	770 円	269 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
F 運賃	760 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
G 運賃	750 円	276 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
H 運賃	740 円	280 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
下限運賃	730 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,310 円	30 分 3,310 円
B 運賃	3,270 円	30 分 3,270 円
C 運賃	3,230 円	30 分 3,230 円
D 運賃	3,190 円	30 分 3,190 円
E 運賃	3,150 円	30 分 3,150 円
F 運賃	3,110 円	30 分 3,110 円
G 運賃	3,060 円	30 分 3,060 円
H 運賃	3,020 円	30 分 3,020 円
下限運賃	2,980 円	30 分 2,980 円

## ② 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	269 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
B 運賃	760 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
C 運賃	750 円	276 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
D 運賃	740 円	280 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
E 運賃	730 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
F 運賃	720 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
G 運賃	710 円	297 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
下限運賃	700 円	301 m 90 円	1 分 50 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,150 円	30 分 3,150 円
B 運賃	3,110 円	30 分 3,110 円
C 運賃	3,070 円	30 分 3,070 円
D 運賃	3,030 円	30 分 3,030 円
E 運賃	2,990 円	30 分 2,990 円
F 運賃	2,950 円	30 分 2,950 円
G 運賃	2,900 円	30 分 2,900 円
下限運賃	2,860 円	30 分 2,860 円

## ③ 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
B 運賃	720 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
C 運賃	710 円	297 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
D 運賃	700 円	301 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
E 運賃	690 円	306 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
F 運賃	680 円	310 m 90 円	1 分 55 秒 90 円
G 運賃	670 円	315 m 90 円	1 分 55 秒 90 円
下限運賃	660 円	320 m 90 円	1 分 55 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	2,980 円	30 分 2,980 円
B 運賃	2,940 円	30 分 2,940 円
C 運賃	2,900 円	30 分 2,900 円
D 運賃	2,860 円	30 分 2,860 円
E 運賃	2,820 円	30 分 2,820 円
F 運賃	2,780 円	30 分 2,780 円
G 運賃	2,740 円	30 分 2,740 円
下限運賃	2,690 円	30 分 2,690 円

## 2. タクシー(初乗距離短縮)

## ①特定大型車

	距離制運賃				時間距離併用制
	初乗運賃		加算運賃		
A(上限運賃)	0.992km	450円	252m	90円	1分35秒90円
B運賃	0.98km	440円	255m	90円	1分35秒90円
C運賃	0.968km	430円	258m	90円	1分35秒90円
D運賃	0.952km	420円	262m	90円	1分35秒90円
E運賃	0.924km	410円	269m	90円	1分40秒90円
F運賃	0.908km	400円	273m	90円	1分40秒90円
G運賃	0.896km	390円	276m	90円	1分40秒90円
H運賃	0.88km	380円	280m	90円	1分45秒90円
下限運賃	0.844km	370円	289m	90円	1分45秒90円

## ②大型車

	距離制運賃				時間距離併用制
	初乗運賃		加算運賃		
A(上限運賃)	0.924km	410円	269m	90円	1分40秒90円
B運賃	0.908km	400円	273m	90円	1分40秒90円
C運賃	0.896km	390円	276m	90円	1分40秒90円
D運賃	0.88km	380円	280m	90円	1分45秒90円
E運賃	0.844km	370円	289m	90円	1分45秒90円
F運賃	0.828km	360円	293m	90円	1分45秒90円
G運賃	0.812km	350円	297m	90円	1分50秒90円
下限運賃	0.796km	340円	301m	90円	1分50秒90円

## ③普通車

	距離制運賃				時間距離併用制
	初乗運賃		加算運賃		
A(上限運賃)	0.844km	370円	289m	90円	1分45秒90円
B運賃	0.828km	360円	293m	90円	1分45秒90円
C運賃	0.812km	350円	297m	90円	1分50秒90円
D運賃	0.796km	340円	301m	90円	1分50秒90円
E運賃	0.776km	330円	306m	90円	1分50秒90円
F運賃	0.76km	320円	310m	90円	1分55秒90円
G運賃	0.74km	310円	315m	90円	1分55秒90円
下限運賃	0.72km	300円	320m	90円	1分55秒90円

### 3. ハイヤー

1. 及び2. で定める公定幅運賃の下限運賃以上とする。

### 4. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

## 京葉及び東葛交通圏の運賃の範囲

## 1. タクシー

## ①特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	252 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,310 円	30 分 3,310 円
B 運賃	800 円	255 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	B 運賃	3,270 円	30 分 3,270 円
C 運賃	790 円	258 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	C 運賃	3,230 円	30 分 3,230 円
D 運賃	780 円	262 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	D 運賃	3,190 円	30 分 3,190 円
E 運賃	770 円	269 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	E 運賃	3,150 円	30 分 3,150 円
F 運賃	760 円	273 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	F 運賃	3,110 円	30 分 3,110 円
G 運賃	750 円	276 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	G 運賃	3,060 円	30 分 3,060 円
H 運賃	740 円	280 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	H 運賃	3,020 円	30 分 3,020 円
下限運賃	730 円	289 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	2,980 円	30 分 2,980 円

## ②大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	269 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	A (上限運賃)	3,150 円	30 分 3,150 円
B 運賃	760 円	273 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	3,110 円	30 分 3,110 円
C 運賃	750 円	276 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	3,070 円	30 分 3,070 円
D 運賃	740 円	280 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運賃	3,030 円	30 分 3,030 円
E 運賃	730 円	289 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	E 運賃	2,990 円	30 分 2,990 円
F 運賃	720 円	293 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	F 運賃	2,950 円	30 分 2,950 円
G 運賃	710 円	297 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	G 運賃	2,900 円	30 分 2,900 円
下限運賃	700 円	301 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	下限運賃	2,860 円	30 分 2,860 円

## ③普通車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	289 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	2,980 円	30 分 2,980 円
B 運賃	720 円	293 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	B 運賃	2,940 円	30 分 2,940 円
C 運賃	710 円	297 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	C 運賃	2,900 円	30 分 2,900 円
D 運賃	700 円	301 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	D 運賃	2,860 円	30 分 2,860 円
E 運賃	690 円	306 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	E 運賃	2,820 円	30 分 2,820 円
F 運賃	680 円	310 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	F 運賃	2,780 円	30 分 2,780 円
G 運賃	670 円	315 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	G 運賃	2,740 円	30 分 2,740 円
下限運賃	660 円	320 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	下限運賃	2,690 円	30 分 2,690 円

## 2. ハイヤー

1. で定める公定幅運賃の下限運賃以上とする。

## 3. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

## 市原交通圏の運賃の範囲

## 1. タクシー

## ①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	254 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運賃	800 円	257 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
C 運賃	790 円	260 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
D 運賃	780 円	264 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
E 運賃	770 円	267 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
下限運賃	760 円	271 m 90 円	1 分 40 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,310 円	30 分 3,310 円
B 運賃	3,270 円	30 分 3,270 円
C 運賃	3,230 円	30 分 3,230 円
D 運賃	3,190 円	30 分 3,190 円
E 運賃	3,150 円	30 分 3,150 円
下限運賃	3,110 円	30 分 3,110 円

## ②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	271 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
B 運賃	760 円	275 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
C 運賃	750 円	278 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
D 運賃	740 円	282 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
E 運賃	730 円	286 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
下限運賃	720 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,150 円	30 分 3,150 円
B 運賃	3,110 円	30 分 3,110 円
C 運賃	3,070 円	30 分 3,070 円
D 運賃	3,030 円	30 分 3,030 円
E 運賃	2,990 円	30 分 2,990 円
下限運賃	2,950 円	30 分 2,950 円

## ③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	291 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
B 運賃	720 円	295 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
C 運賃	710 円	299 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
D 運賃	700 円	303 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
下限運賃	690 円	308 m 90 円	1 分 55 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	2,980 円	30 分 2,980 円
B 運賃	2,940 円	30 分 2,940 円
C 運賃	2,900 円	30 分 2,900 円
D 運賃	2,860 円	30 分 2,860 円
下限運賃	2,820 円	30 分 2,820 円

## 2. タクシー(初乗距離短縮)

### ①特定大型車

	距離制運賃				時間距離併用制
	初乗運賃		加算運賃		
A (上限運賃)	0.984km	450 円	254 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運賃	0.972km	440 円	257 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
C 運賃	0.96km	430 円	260 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
D 運賃	0.944km	420 円	264 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
E 運賃	0.932km	410 円	267 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
下限運賃	0.916km	400 円	271 m	90 円	1 分 40 秒 90 円

### ②大型車

	距離制運賃				時間距離併用制
	初乗運賃		加算運賃		
A (上限運賃)	0.916km	410 円	271 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
B 運賃	0.9km	400 円	275 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
C 運賃	0.888km	390 円	278 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
D 運賃	0.872km	380 円	282 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
E 運賃	0.856km	370 円	286 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
下限運賃	0.84km	360 円	290 m	90 円	1 分 45 秒 90 円

### ③普通車

	距離制運賃				時間距離併用制
	初乗運賃		加算運賃		
A (上限運賃)	0.836km	370 円	291 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
B 運賃	0.82km	360 円	295 m	90 円	1 分 50 秒 90 円
C 運賃	0.804km	350 円	299 m	90 円	1 分 50 秒 90 円
D 運賃	0.788km	340 円	303 m	90 円	1 分 50 秒 90 円
下限運賃	0.768km	330 円	308 m	90 円	1 分 55 秒 90 円

## 3. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

## 県南中央交通圏の運賃の範囲

### 1. タクシー

#### ①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	264 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	3,310 円	30 分 3,310 円
B 運賃	800 円	267 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,270 円	30 分 3,270 円
C 運賃	790 円	271 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,230 円	30 分 3,230 円
D 運賃	780 円	274 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	3,190 円	30 分 3,190 円
E 運賃	770 円	282 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,150 円	30 分 3,150 円
F 運賃	760 円	286 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,110 円	30 分 3,110 円
G 運賃	750 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,060 円	30 分 3,060 円
下限運賃	740 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,020 円	30 分 3,020 円

#### ②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	282 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,150 円	30 分 3,150 円
B 運賃	760 円	286 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,110 円	30 分 3,110 円
C 運賃	750 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,070 円	30 分 3,070 円
D 運賃	740 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	3,030 円	30 分 3,030 円
E 運賃	730 円	301 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	2,990 円	30 分 2,990 円
F 運賃	720 円	305 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	2,950 円	30 分 2,950 円
下限運賃	710 円	309 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	2,900 円	30 分 2,900 円

#### ③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	301 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	2,980 円	30 分 2,980 円
B 運賃	720 円	305 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	2,940 円	30 分 2,940 円
C 運賃	710 円	309 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	2,900 円	30 分 2,900 円
D 運賃	700 円	314 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	2,860 円	30 分 2,860 円
E 運賃	690 円	318 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	2,820 円	30 分 2,820 円
下限運賃	680 円	323 m 90 円	2 分 0 秒 90 円	2,780 円	30 分 2,780 円

### 2. ハイヤー

1. で定める公定幅運賃の下限運賃以上とする。

### 3. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

## 県南西部及び県南東部交通圏の運賃の範囲

### 1. タクシー

#### ①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	264 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,310 円 30 分 3,310 円
B 運賃	800 円	267 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	3,270 円 30 分 3,270 円
C 運賃	790 円	271 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	3,230 円 30 分 3,230 円
D 運賃	780 円	274 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	D 運賃	3,190 円 30 分 3,190 円
E 運賃	770 円	282 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	E 運賃	3,150 円 30 分 3,150 円
F 運賃	760 円	286 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	F 運賃	3,110 円 30 分 3,110 円
G 運賃	750 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	G 運賃	3,060 円 30 分 3,060 円
下限運賃	740 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	3,020 円 30 分 3,020 円

#### ②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	282 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	3,150 円 30 分 3,150 円
B 運賃	760 円	286 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	B 運賃	3,110 円 30 分 3,110 円
C 運賃	750 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	C 運賃	3,070 円 30 分 3,070 円
D 運賃	740 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運賃	3,030 円 30 分 3,030 円
E 運賃	730 円	301 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	E 運賃	2,990 円 30 分 2,990 円
F 運賃	720 円	305 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	F 運賃	2,950 円 30 分 2,950 円
下限運賃	710 円	309 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	下限運賃	2,900 円 30 分 2,900 円

#### ③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	301 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	A (上限運賃)	2,980 円 30 分 2,980 円
B 運賃	720 円	305 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	B 運賃	2,940 円 30 分 2,940 円
C 運賃	710 円	309 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	C 運賃	2,900 円 30 分 2,900 円
D 運賃	700 円	314 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	D 運賃	2,860 円 30 分 2,860 円
E 運賃	690 円	318 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	E 運賃	2,820 円 30 分 2,820 円
下限運賃	680 円	323 m 90 円	2 分 0 秒 90 円	下限運賃	2,780 円 30 分 2,780 円

### 2. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

## 県北交通圏の運賃の範囲

### 1. タクシー

#### ①特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	262 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,310 円 30 分 3,310 円
B 運賃	800 円	265 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	B 運賃	3,270 円 30 分 3,270 円
C 運賃	790 円	269 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	3,230 円 30 分 3,230 円
D 運賃	780 円	272 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	D 運賃	3,190 円 30 分 3,190 円
E 運賃	770 円	276 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	E 運賃	3,150 円 30 分 3,150 円
F 運賃	760 円	279 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	F 運賃	3,110 円 30 分 3,110 円
G 運賃	750 円	283 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	G 運賃	3,060 円 30 分 3,060 円
H 運賃	740 円	287 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	H 運賃	3,020 円 30 分 3,020 円
下 限 運 賃	730 円	291 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	下 限 運 賃	2,980 円 30 分 2,980 円

#### ②大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	279 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	A (上限運賃)	3,150 円 30 分 3,150 円
B 運賃	760 円	283 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	B 運賃	3,110 円 30 分 3,110 円
C 運賃	750 円	286 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	C 運賃	3,070 円 30 分 3,070 円
D 運賃	740 円	290 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運賃	3,030 円 30 分 3,030 円
E 運賃	730 円	294 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	E 運賃	2,990 円 30 分 2,990 円
F 運賃	720 円	298 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	F 運賃	2,950 円 30 分 2,950 円
G 運賃	710 円	303 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	G 運賃	2,900 円 30 分 2,900 円
下 限 運 賃	700 円	307 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	下 限 運 賃	2,860 円 30 分 2,860 円

#### ③普通車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	299 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	A (上限運賃)	2,980 円 30 分 2,980 円
B 運賃	720 円	303 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	B 運賃	2,940 円 30 分 2,940 円
C 運賃	710 円	307 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	C 運賃	2,900 円 30 分 2,900 円
D 運賃	700 円	312 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	D 運賃	2,860 円 30 分 2,860 円
E 運賃	690 円	316 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	E 運賃	2,820 円 30 分 2,820 円
F 運賃	680 円	321 m	90 円	2 分 0 秒 90 円	F 運賃	2,780 円 30 分 2,780 円
下 限 運 賃	670 円	326 m	90 円	2 分 0 秒 90 円	下 限 運 賃	2,740 円 30 分 2,740 円

### 2. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

## 東毛及び中・西毛交通圏の運賃の範囲

## 1. タクシー

## ①特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		
A (上限運賃)	810 円	256 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運賃	800 円	259 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
C 運賃	790 円	262 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
D 運賃	780 円	266 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
E 運賃	770 円	273 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
F 運賃	760 円	277 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
下限運賃	750 円	280 m	90 円	1 分 45 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,400 円	30 分 3,400 円
B 運賃	3,360 円	30 分 3,360 円
C 運賃	3,320 円	30 分 3,320 円
D 運賃	3,270 円	30 分 3,270 円
E 運賃	3,230 円	30 分 3,230 円
F 運賃	3,190 円	30 分 3,190 円
下限運賃	3,150 円	30 分 3,150 円

## ②大型車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		
A (上限運賃)	770 円	273 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
B 運賃	760 円	277 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
C 運賃	750 円	280 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
D 運賃	740 円	284 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
E 運賃	730 円	293 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
下限運賃	720 円	297 m	90 円	1 分 50 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,200 円	30 分 3,200 円
B 運賃	3,160 円	30 分 3,160 円
C 運賃	3,120 円	30 分 3,120 円
D 運賃	3,080 円	30 分 3,080 円
E 運賃	3,030 円	30 分 3,030 円
下限運賃	2,990 円	30 分 2,990 円

## ③普通車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		
A (上限運賃)	730 円	293 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
B 運賃	720 円	297 m	90 円	1 分 50 秒 90 円
C 運賃	710 円	301 m	90 円	1 分 50 秒 90 円
D 運賃	700 円	305 m	90 円	1 分 50 秒 90 円
E 運賃	690 円	310 m	90 円	1 分 55 秒 90 円
下限運賃	680 円	314 m	90 円	1 分 55 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	2,990 円	30 分 2,990 円
B 運賃	2,950 円	30 分 2,950 円
C 運賃	2,910 円	30 分 2,910 円
D 運賃	2,870 円	30 分 2,870 円
下限運賃	2,830 円	30 分 2,830 円

## ④小型車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		
A (上限運賃)	710 円	301 m	90 円	1 分 50 秒 90 円
B 運賃	700 円	305 m	90 円	1 分 50 秒 90 円
C 運賃	690 円	310 m	90 円	1 分 55 秒 90 円
D 運賃	680 円	314 m	90 円	1 分 55 秒 90 円
E 運賃	670 円	319 m	90 円	1 分 55 秒 90 円
下限運賃	660 円	324 m	90 円	2 分 0 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	2,890 円	30 分 2,890 円
B 運賃	2,850 円	30 分 2,850 円
C 運賃	2,810 円	30 分 2,810 円
D 運賃	2,770 円	30 分 2,770 円
下限運賃	2,730 円	30 分 2,730 円

## 2. タクシー(加算時間短縮)

### ①特定大型車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	3,400 円	1,130 円
B 運賃	3,360 円	1,120 円
C 運賃	3,320 円	1,100 円
D 運賃	3,270 円	1,090 円
E 運賃	3,230 円	1,070 円
F 運賃	3,190 円	1,060 円
下限運賃	3,150 円	1,050 円

### ②大型車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	3,200 円	1,060 円
B 運賃	3,160 円	1,050 円
C 運賃	3,120 円	1,040 円
D 運賃	3,080 円	1,020 円
E 運賃	3,030 円	1,010 円
下限運賃	2,990 円	1,000 円

### ③普通車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	2,990 円	990 円
B 運賃	2,950 円	980 円
C 運賃	2,910 円	970 円
D 運賃	2,870 円	950 円
下限運賃	2,830 円	950 円

### ④小型車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	2,890 円	960 円
B 運賃	2,850 円	950 円
C 運賃	2,810 円	930 円
D 運賃	2,770 円	920 円
下限運賃	2,730 円	910 円

## 3. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

## 水戸県央、県南、県西及び県北交通圏の運賃の範囲

## 1. タクシー

## ①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	246 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
B 運賃	800 円	249 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
C 運賃	790 円	252 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
D 運賃	780 円	255 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
E 運賃	770 円	259 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
F 運賃	760 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
G 運賃	750 円	266 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
H 運賃	740 円	269 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
下限運賃	730 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	4,290 円	30 分 4,290 円
B 運賃	4,240 円	30 分 4,240 円
C 運賃	4,180 円	30 分 4,180 円
D 運賃	4,130 円	30 分 4,130 円
E 運賃	4,080 円	30 分 4,080 円
F 運賃	4,030 円	30 分 4,030 円
G 運賃	3,970 円	30 分 3,970 円
H 運賃	3,920 円	30 分 3,920 円
I 運賃	3,870 円	30 分 3,870 円
下限運賃	3,810 円	30 分 3,810 円

## ②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	263 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運賃	760 円	266 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
C 運賃	750 円	270 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
D 運賃	740 円	274 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
E 運賃	730 円	277 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
F 運賃	720 円	281 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
G 運賃	710 円	285 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
下限運賃	700 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,860 円	30 分 3,860 円
B 運賃	3,810 円	30 分 3,810 円
C 運賃	3,760 円	30 分 3,760 円
D 運賃	3,710 円	30 分 3,710 円
E 運賃	3,660 円	30 分 3,660 円
F 運賃	3,610 円	30 分 3,610 円
G 運賃	3,560 円	30 分 3,560 円
H 運賃	3,510 円	30 分 3,510 円
下限運賃	3,460 円	30 分 3,460 円

## ③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	282 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
B 運賃	720 円	286 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
C 運賃	710 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
D 運賃	700 円	294 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
E 運賃	690 円	298 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
F 運賃	680 円	303 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
下限運賃	670 円	307 m 90 円	1 分 55 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	2,990 円	30 分 2,990 円
B 運賃	2,950 円	30 分 2,950 円
C 運賃	2,910 円	30 分 2,910 円
D 運賃	2,870 円	30 分 2,870 円
E 運賃	2,830 円	30 分 2,830 円
F 運賃	2,790 円	30 分 2,790 円
下限運賃	2,740 円	30 分 2,740 円

## 2. タクシー(加算時間短縮)

### ①特定大型車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	4,290円	1,430円
B運賃	4,240円	1,410円
C運賃	4,180円	1,390円
D運賃	4,130円	1,370円
E運賃	4,080円	1,360円
F運賃	4,030円	1,340円
G運賃	3,970円	1,320円
H運賃	3,920円	1,300円
I運賃	3,870円	1,290円
下限運賃	3,810円	1,270円

### ②大型車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	3,860円	1,280円
B運賃	3,810円	1,270円
C運賃	3,760円	1,250円
D運賃	3,710円	1,230円
E運賃	3,660円	1,220円
F運賃	3,610円	1,200円
G運賃	3,560円	1,180円
H運賃	3,510円	1,170円
下限運賃	3,460円	1,160円

### ③普通車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	2,990円	990円
B運賃	2,950円	980円
C運賃	2,910円	970円
D運賃	2,870円	950円
E運賃	2,830円	940円
F運賃	2,790円	930円
下限運賃	2,740円	920円

## 3. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

## 宇都宮、県南及び塩那交通圏の運賃の範囲

## 1. タクシー

## ①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	245 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
B 運賃	800 円	248 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
C 運賃	790 円	251 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
D 運賃	780 円	254 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
E 運賃	770 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
F 運賃	760 円	265 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
G 運賃	750 円	269 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
H 運賃	740 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
下限運賃	730 円	281 m 90 円	1 分 45 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	4,290 円	30 分 4,290 円
B 運賃	4,240 円	30 分 4,240 円
C 運賃	4,180 円	30 分 4,180 円
D 運賃	4,130 円	30 分 4,130 円
E 運賃	4,080 円	30 分 4,080 円
F 運賃	4,030 円	30 分 4,030 円
G 運賃	3,970 円	30 分 3,970 円
H 運賃	3,920 円	30 分 3,920 円
I 運賃	3,870 円	30 分 3,870 円
下限運賃	3,810 円	30 分 3,810 円

## ②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運賃	760 円	265 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
C 運賃	750 円	269 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
D 運賃	740 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
E 運賃	730 円	281 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
F 運賃	720 円	285 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
G 運賃	710 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
下限運賃	700 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,860 円	30 分 3,860 円
B 運賃	3,810 円	30 分 3,810 円
C 運賃	3,760 円	30 分 3,760 円
D 運賃	3,710 円	30 分 3,710 円
E 運賃	3,660 円	30 分 3,660 円
F 運賃	3,610 円	30 分 3,610 円
G 運賃	3,560 円	30 分 3,560 円
H 運賃	3,510 円	30 分 3,510 円
下限運賃	3,460 円	30 分 3,460 円

## ③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	281 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
B 運賃	720 円	285 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
C 運賃	710 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
D 運賃	700 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
E 運賃	690 円	297 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
F 運賃	680 円	302 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
下限運賃	670 円	306 m 90 円	1 分 50 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	2,990 円	30 分 2,990 円
B 運賃	2,950 円	30 分 2,950 円
C 運賃	2,910 円	30 分 2,910 円
D 運賃	2,870 円	30 分 2,870 円
E 運賃	2,830 円	30 分 2,830 円
F 運賃	2,790 円	30 分 2,790 円
G 運賃	2,740 円	30 分 2,740 円
下限運賃	2,700 円	30 分 2,700 円

## 2. タクシー(加算時間短縮)

### ①特定大型車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	4,290円	1,430円
B運賃	4,240円	1,410円
C運賃	4,180円	1,390円
D運賃	4,130円	1,370円
E運賃	4,080円	1,360円
F運賃	4,030円	1,340円
G運賃	3,970円	1,320円
H運賃	3,920円	1,300円
I運賃	3,870円	1,290円
下限運賃	3,810円	1,270円

### ②大型車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	3,860円	1,280円
B運賃	3,810円	1,270円
C運賃	3,760円	1,250円
D運賃	3,710円	1,230円
E運賃	3,660円	1,220円
F運賃	3,610円	1,200円
G運賃	3,560円	1,180円
H運賃	3,510円	1,170円
下限運賃	3,460円	1,160円

### ③普通車

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃 10分
A(上限運賃)	2,990円	990円
B運賃	2,950円	980円
C運賃	2,910円	970円
D運賃	2,870円	950円
E運賃	2,830円	940円
F運賃	2,790円	930円
G運賃	2,740円	910円
下限運賃	2,700円	900円

## 3. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

## 甲府交通圏の運賃の範囲

## 1. タクシー

## ①特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		
A (上限運賃)	810 円	247 m	90 円	1 分 30 秒 90 円
B 運賃	800 円	250 m	90 円	1 分 30 秒 90 円
C 運賃	790 円	253 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
D 運賃	780 円	257 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
E 運賃	770 円	264 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
F 運賃	760 円	267 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
下限運賃	750 円	271 m	90 円	1 分 40 秒 90 円

	時間制運賃		
	初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	3,860 円	30 分	3,860 円
B 運賃	3,810 円	30 分	3,810 円
C 運賃	3,760 円	30 分	3,760 円
D 運賃	3,720 円	30 分	3,720 円
E 運賃	3,670 円	30 分	3,670 円
F 運賃	3,620 円	30 分	3,620 円
下限運賃	3,570 円	30 分	3,570 円

## ②大型車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		
A (上限運賃)	770 円	264 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運賃	760 円	267 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
C 運賃	750 円	271 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
D 運賃	740 円	275 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
E 運賃	730 円	283 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
下限運賃	720 円	287 m	90 円	1 分 45 秒 90 円

	時間制運賃		
	初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	3,650 円	30 分	3,650 円
B 運賃	3,600 円	30 分	3,600 円
C 運賃	3,560 円	30 分	3,560 円
D 運賃	3,510 円	30 分	3,510 円
E 運賃	3,460 円	30 分	3,460 円
下限運賃	3,410 円	30 分	3,410 円

## ③普通車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		
A (上限運賃)	730 円	283 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
B 運賃	720 円	287 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
C 運賃	710 円	291 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
D 運賃	700 円	295 m	90 円	1 分 50 秒 90 円
E 運賃	690 円	299 m	90 円	1 分 50 秒 90 円
下限運賃	680 円	304 m	90 円	1 分 50 秒 90 円

	時間制運賃		
	初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	3,450 円	30 分	3,450 円
B 運賃	3,400 円	30 分	3,400 円
C 運賃	3,360 円	30 分	3,360 円
D 運賃	3,310 円	30 分	3,310 円
下限運賃	3,260 円	30 分	3,260 円

## ④小型車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		
A (上限運賃)	710 円	291 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
B 運賃	700 円	295 m	90 円	1 分 50 秒 90 円
C 運賃	690 円	299 m	90 円	1 分 50 秒 90 円
D 運賃	680 円	304 m	90 円	1 分 50 秒 90 円
下限運賃	670 円	308 m	90 円	1 分 55 秒 90 円

	時間制運賃		
	初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	3,340 円	30 分	3,340 円
B 運賃	3,290 円	30 分	3,290 円
C 運賃	3,250 円	30 分	3,250 円
D 運賃	3,200 円	30 分	3,200 円
下限運賃	3,150 円	30 分	3,150 円

## 2. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

## 公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の自動認可運賃等について

一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃等について、下記のとおり定めたので公示する。

平成26年 2月28日

関東運輸局長 原 喜信

## 記

## 1. 運賃適用地域

- 特別区・武三地区（特別区・武三交通圏）
- 多摩地区（北多摩交通圏、南多摩交通圏、西多摩交通圏）
- 島しょ地区（島しょ区域）
- 京浜地区（京浜交通圏）
- 相模・鎌倉地区（県央交通圏、湘南交通圏）
- 小田原地区（小田原交通圏）
- 埼玉県A地区（県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏）
- 埼玉県B地区（県北交通圏、秩父交通圏）
- 千葉県A地区（京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、北総交通圏）
- 千葉県B地区（東総交通圏、山武・東金交通圏、市原交通圏、外房交通圏、南房交通圏）
- 群馬県A地区（東毛交通圏、中・西毛交通圏）
- 群馬県B地区（沼田・利根交通圏、渋川・吾妻交通圏）
- 栃木県地区（栃木県全域）
- 茨城県地区（茨城県全域）
- 山梨県A地区（甲府交通圏、東八・東山交通圏、峡西交通圏、峡北交通圏）
- 山梨県B地区（峡南交通圏、東部・富士北麓交通圏）

2. 自動認可運賃表  
別紙のとおり

## 附則

本公示は、平成26年 2月28日から適用する。

## 特別区・武三地区 自動認可運賃・料金表

### 1. 特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		
A (上限運賃)	810 円	251 m	90 円	1 分 30 秒 90 円
B 運賃	800 円	254 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
C 運賃	790 円	257 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
D 運賃	780 円	261 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
下限運賃	770 円	265 m	90 円	1 分 35 秒 90 円

	時間制運賃		
	初乗運賃 1時間	加算運賃	
A (上限運賃)	5,050 円	30 分	2,360 円
B 運賃	5,000 円	30 分	2,330 円
C 運賃	4,950 円	30 分	2,300 円
下限運賃	4,900 円	30 分	2,270 円

### 2. 大型車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		
A (上限運賃)	770 円	265 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運賃	760 円	268 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
C 運賃	750 円	272 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
D 運賃	740 円	276 m	90 円	1 分 40 秒 90 円
下限運賃	730 円	280 m	90 円	1 分 45 秒 90 円

	時間制運賃		
	初乗運賃 1時間	加算運賃	
A (上限運賃)	4,850 円	30 分	2,230 円
B 運賃	4,800 円	30 分	2,200 円
C 運賃	4,750 円	30 分	2,170 円
D 運賃	4,700 円	30 分	2,140 円
下限運賃	4,650 円	30 分	2,110 円

### 3. 普通車

	距離制運賃			時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		
A (上限運賃)	730 円	280 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
B 運賃	720 円	284 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
C 運賃	710 円	288 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
下限運賃	700 円	292 m	90 円	1 分 45 秒 90 円

	時間制運賃		
	初乗運賃 1時間	加算運賃	
A (上限運賃)	4,650 円	30 分	2,110 円
B 運賃	4,600 円	30 分	2,080 円
C 運賃	4,550 円	30 分	2,050 円
D 運賃	4,500 円	30 分	2,020 円
下限運賃	4,450 円	30 分	1,990 円

## 多摩地区 自動認可運賃・料金表

### 1. 特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	248 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	A (上限運賃)	3,210 円	30 分 3,210 円
B 運賃	800 円	251 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	B 運賃	3,170 円	30 分 3,170 円
C 運賃	790 円	254 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	C 運賃	3,130 円	30 分 3,130 円
D 運賃	780 円	258 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	D 運賃	3,090 円	30 分 3,090 円
下限運賃	770 円	261 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	下限運賃	3,050 円	30 分 3,050 円

### 2. 大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	261 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,040 円	30 分 3,040 円
B 運賃	760 円	264 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	B 運賃	3,000 円	30 分 3,000 円
C 運賃	750 円	268 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	2,960 円	30 分 2,960 円
D 運賃	740 円	272 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	D 運賃	2,920 円	30 分 2,920 円
下限運賃	730 円	276 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	下限運賃	2,880 円	30 分 2,880 円

### 3. 普通車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	276 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	A (上限運賃)	2,880 円	30 分 2,880 円
B 運賃	720 円	280 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	B 運賃	2,840 円	30 分 2,840 円
C 運賃	710 円	284 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	C 運賃	2,800 円	30 分 2,800 円
下限運賃	700 円	288 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	2,760 円	30 分 2,760 円

## 島しょ地区 自動認可運賃・料金表

### 1. 大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分		
A (上限運賃)	930 円	210 m	100 円	1 分 20 秒	100 円	A (上限運賃)	4,150 円
B 運賃	920 円	212 m	100 円	1 分 20 秒	100 円	B 運賃	4,110 円
C 運賃	910 円	215 m	100 円	1 分 20 秒	100 円	C 運賃	4,060 円
D 運賃	900 円	217 m	100 円	1 分 20 秒	100 円	D 運賃	4,020 円
E 運賃	890 円	219 m	100 円	1 分 20 秒	100 円	E 運賃	3,970 円
F 運賃	880 円	222 m	100 円	1 分 20 秒	100 円	F 運賃	3,930 円
G 運賃	870 円	224 m	100 円	1 分 25 秒	100 円	G 運賃	3,880 円
H 運賃	860 円	227 m	100 円	1 分 25 秒	100 円	H 運賃	3,840 円
I 運賃	850 円	230 m	100 円	1 分 25 秒	100 円	I 運賃	3,790 円
J 運賃	840 円	233 m	100 円	1 分 25 秒	100 円	J 運賃	3,750 円
下限運賃	830 円	235 m	100 円	1 分 25 秒	100 円	下限運賃	3,700 円

### 2. 中型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分		
A (上限運賃)	680 円	236 m	80 円	1 分 25 秒	80 円	A (上限運賃)	2,930 円
下限運賃	670 円	240 m	80 円	1 分 30 秒	80 円	下限運賃	2,890 円

### 3. 小型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分		
A (上限運賃)	660 円	255 m	80 円	1 分 35 秒	80 円	A (上限運賃)	2,780 円
下限運賃	650 円	259 m	80 円	1 分 35 秒	80 円	下限運賃	2,740 円

## 京浜地区 自動認可運賃・料金表

### 1. 特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 1時間	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	239 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	A (上限運賃)	4,850 円	30 分 2,250 円
B 運賃	800 円	242 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	B 運賃	4,800 円	30 分 2,220 円
C 運賃	790 円	245 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	C 運賃	4,750 円	30 分 2,190 円
D 運賃	780 円	248 m	90 円	1 分 30 秒 90 円	D 運賃	4,700 円	30 分 2,170 円
E 運賃	770 円	263 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	E 運賃	4,650 円	30 分 2,130 円
下限運賃	760 円	266 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	下限運賃	4,600 円	30 分 2,100 円

### 2. 大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 1時間	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	263 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	4,650 円	30 分 2,130 円
B 運賃	760 円	266 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	4,600 円	30 分 2,100 円
C 運賃	750 円	270 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	4,550 円	30 分 2,070 円
D 運賃	740 円	274 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	D 運賃	4,500 円	30 分 2,050 円
E 運賃	730 円	293 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	E 運賃	4,450 円	30 分 2,010 円
下限運賃	720 円	297 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	下限運賃	4,400 円	30 分 1,980 円

### 3. 普通車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 1時間	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	293 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	4,450 円	30 分 2,010 円
B 運賃	720 円	297 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	B 運賃	4,400 円	30 分 1,980 円
C 運賃	710 円	301 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	C 運賃	4,350 円	30 分 1,950 円
D 運賃	700 円	306 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	D 運賃	4,300 円	30 分 1,930 円
E 運賃	690 円	310 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	E 運賃	4,250 円	30 分 1,900 円
下限運賃	690 円	310 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	下限運賃	4,200 円	30 分 1,870 円

## 相模・鎌倉地区 自動認可運賃・料金表

### 1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	256 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,320 円 30 分 3,320 円
B 運賃	800 円	259 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	B 運賃	3,280 円 30 分 3,280 円
C 運賃	790 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	C 運賃	3,240 円 30 分 3,240 円
D 運賃	780 円	266 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	D 運賃	3,200 円 30 分 3,200 円
下限運賃	770 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	下限運賃	3,160 円 30 分 3,160 円

### 2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	A (上限運賃)	3,160 円 30 分 3,160 円
B 運賃	760 円	277 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	3,120 円 30 分 3,120 円
C 運賃	750 円	280 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	C 運賃	3,080 円 30 分 3,080 円
D 運賃	740 円	284 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運賃	3,040 円 30 分 3,040 円
下限運賃	730 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	3,000 円 30 分 3,000 円

### 3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	2,990 円 30 分 2,990 円
B 運賃	720 円	297 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	B 運賃	2,950 円 30 分 2,950 円
C 運賃	710 円	301 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	C 運賃	2,910 円 30 分 2,910 円
下限運賃	700 円	306 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	下限運賃	2,870 円 30 分 2,870 円

## 小田原地区 自動認可運賃・料金表

### 1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	227 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
B 運賃	800 円	230 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
C 運賃	790 円	233 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
D 運賃	780 円	236 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
下限運賃	770 円	239 m 90 円	1 分 30 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	4,050 円	30 分 4,050 円
B 運賃	4,000 円	30 分 4,000 円
C 運賃	3,950 円	30 分 3,950 円
D 運賃	3,900 円	30 分 3,900 円
E 運賃	3,850 円	30 分 3,850 円
下限運賃	3,800 円	30 分 3,800 円

### 2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	242 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
B 運賃	760 円	245 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
C 運賃	750 円	248 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
下限運賃	740 円	252 m 90 円	1 分 35 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,720 円	30 分 3,720 円
B 運賃	3,670 円	30 分 3,670 円
C 運賃	3,620 円	30 分 3,620 円
下限運賃	3,580 円	30 分 3,580 円

### 3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	260 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運賃	720 円	264 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
C 運賃	710 円	267 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
下限運賃	700 円	271 m 90 円	1 分 40 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,390 円	30 分 3,390 円
B 運賃	3,340 円	30 分 3,340 円
下限運賃	3,300 円	30 分 3,300 円

### 4. 小型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	710 円	268 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
B 運賃	700 円	272 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
下限運賃	690 円	276 m 90 円	1 分 40 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,290 円	30 分 3,290 円
B 運賃	3,240 円	30 分 3,240 円
下限運賃	3,200 円	30 分 3,200 円

## 埼玉県A地区 自動認可運賃・料金表

### 1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	264 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,310 円 30 分 3,310 円
B 運賃	800 円	267 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	3,270 円 30 分 3,270 円
C 運賃	790 円	271 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	3,230 円 30 分 3,230 円
D 運賃	780 円	274 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	D 運賃	3,190 円 30 分 3,190 円
E 運賃	770 円	282 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	E 運賃	3,150 円 30 分 3,150 円
F 運賃	760 円	286 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	F 運賃	3,110 円 30 分 3,110 円
G 運賃	750 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	G 運賃	3,060 円 30 分 3,060 円
下限運賃	740 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	3,020 円 30 分 3,020 円

### 2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	282 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	3,150 円 30 分 3,150 円
B 運賃	760 円	286 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	B 運賃	3,110 円 30 分 3,110 円
C 運賃	750 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	C 運賃	3,070 円 30 分 3,070 円
D 運賃	740 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運賃	3,030 円 30 分 3,030 円
E 運賃	730 円	301 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	E 運賃	2,990 円 30 分 2,990 円
F 運賃	720 円	305 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	F 運賃	2,950 円 30 分 2,950 円
下限運賃	710 円	309 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	下限運賃	2,900 円 30 分 2,900 円

### 3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	301 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	A (上限運賃)	2,980 円 30 分 2,980 円
B 運賃	720 円	305 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	B 運賃	2,940 円 30 分 2,940 円
C 運賃	710 円	309 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	C 運賃	2,900 円 30 分 2,900 円
D 運賃	700 円	314 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	D 運賃	2,860 円 30 分 2,860 円
E 運賃	690 円	318 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	E 運賃	2,820 円 30 分 2,820 円
下限運賃	680 円	323 m 90 円	2 分 0 秒 90 円	下限運賃	2,780 円 30 分 2,780 円

## 埼玉県B地区 自動認可運賃・料金表

### 1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,310 円 30 分 3,310 円
B 運賃	800 円	265 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	B 運賃	3,270 円 30 分 3,270 円
C 運賃	790 円	269 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	3,230 円 30 分 3,230 円
D 運賃	780 円	272 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	D 運賃	3,190 円 30 分 3,190 円
E 運賃	770 円	276 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	E 運賃	3,150 円 30 分 3,150 円
F 運賃	760 円	279 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	F 運賃	3,110 円 30 分 3,110 円
G 運賃	750 円	283 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	G 運賃	3,060 円 30 分 3,060 円
H 運賃	740 円	287 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	H 運賃	3,020 円 30 分 3,020 円
下限運賃	730 円	291 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	2,980 円 30 分 2,980 円

### 2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	279 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	A (上限運賃)	3,150 円 30 分 3,150 円
B 運賃	760 円	283 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	B 運賃	3,110 円 30 分 3,110 円
C 運賃	750 円	286 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	C 運賃	3,070 円 30 分 3,070 円
D 運賃	740 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運賃	3,030 円 30 分 3,030 円
E 運賃	730 円	294 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	E 運賃	2,990 円 30 分 2,990 円
F 運賃	720 円	298 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	F 運賃	2,950 円 30 分 2,950 円
G 運賃	710 円	303 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	G 運賃	2,900 円 30 分 2,900 円
下限運賃	700 円	307 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	下限運賃	2,860 円 30 分 2,860 円

### 3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	299 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	A (上限運賃)	2,980 円 30 分 2,980 円
B 運賃	720 円	303 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	B 運賃	2,940 円 30 分 2,940 円
C 運賃	710 円	307 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	C 運賃	2,900 円 30 分 2,900 円
D 運賃	700 円	312 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	D 運賃	2,860 円 30 分 2,860 円
E 運賃	690 円	316 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	E 運賃	2,820 円 30 分 2,820 円
F 運賃	680 円	321 m 90 円	2 分 0 秒 90 円	F 運賃	2,780 円 30 分 2,780 円
下限運賃	670 円	326 m 90 円	2 分 0 秒 90 円	下限運賃	2,740 円 30 分 2,740 円

## 千葉県A地区 自動認可運賃・料金表

### 1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	252 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,310 円 30 分 3,310 円
B 運賃	800 円	255 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	B 運賃	3,270 円 30 分 3,270 円
C 運賃	790 円	258 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	C 運賃	3,230 円 30 分 3,230 円
D 運賃	780 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	D 運賃	3,190 円 30 分 3,190 円
E 運賃	770 円	269 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	E 運賃	3,150 円 30 分 3,150 円
F 運賃	760 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	F 運賃	3,110 円 30 分 3,110 円
G 運賃	750 円	276 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	G 運賃	3,060 円 30 分 3,060 円
H 運賃	740 円	280 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	H 運賃	3,020 円 30 分 3,020 円
下限運賃	730 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	2,980 円 30 分 2,980 円

### 2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	269 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	A (上限運賃)	3,150 円 30 分 3,150 円
B 運賃	760 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	3,110 円 30 分 3,110 円
C 運賃	750 円	276 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	3,070 円 30 分 3,070 円
D 運賃	740 円	280 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運賃	3,030 円 30 分 3,030 円
E 運賃	730 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	E 運賃	2,990 円 30 分 2,990 円
F 運賃	720 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	F 運賃	2,950 円 30 分 2,950 円
G 運賃	710 円	297 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	G 運賃	2,900 円 30 分 2,900 円
下限運賃	700 円	301 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	下限運賃	2,860 円 30 分 2,860 円

### 3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	2,980 円 30 分 2,980 円
B 運賃	720 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円	B 運賃	2,940 円 30 分 2,940 円
C 運賃	710 円	297 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	C 運賃	2,900 円 30 分 2,900 円
D 運賃	700 円	301 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	D 運賃	2,860 円 30 分 2,860 円
E 運賃	690 円	306 m 90 円	1 分 50 秒 90 円	E 運賃	2,820 円 30 分 2,820 円
F 運賃	680 円	310 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	F 運賃	2,780 円 30 分 2,780 円
G 運賃	670 円	315 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	G 運賃	2,740 円 30 分 2,740 円
下限運賃	660 円	320 m 90 円	1 分 55 秒 90 円	下限運賃	2,690 円 30 分 2,690 円

## 千葉県B地区 自動認可運賃・料金表

### 1. 特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	254 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	A (上限運賃)	3,310 円	30 分 3,310 円
B 運賃	800 円	257 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	B 運賃	3,270 円	30 分 3,270 円
C 運賃	790 円	260 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	C 運賃	3,230 円	30 分 3,230 円
D 運賃	780 円	264 m	90 円	1 分 35 秒 90 円	D 運賃	3,190 円	30 分 3,190 円
E 運賃	770 円	267 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	E 運賃	3,150 円	30 分 3,150 円
下限運賃	760 円	271 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	下限運賃	3,110 円	30 分 3,110 円

### 2. 大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	271 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	A (上限運賃)	3,150 円	30 分 3,150 円
B 運賃	760 円	275 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	B 運賃	3,110 円	30 分 3,110 円
C 運賃	750 円	278 m	90 円	1 分 40 秒 90 円	C 運賃	3,070 円	30 分 3,070 円
D 運賃	740 円	282 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	D 運賃	3,030 円	30 分 3,030 円
E 運賃	730 円	286 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	E 運賃	2,990 円	30 分 2,990 円
下限運賃	720 円	290 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	下限運賃	2,950 円	30 分 2,950 円

### 3. 普通車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	291 m	90 円	1 分 45 秒 90 円	A (上限運賃)	2,980 円	30 分 2,980 円
B 運賃	720 円	295 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	B 運賃	2,940 円	30 分 2,940 円
C 運賃	710 円	299 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	C 運賃	2,900 円	30 分 2,900 円
D 運賃	700 円	303 m	90 円	1 分 50 秒 90 円	D 運賃	2,860 円	30 分 2,860 円
下限運賃	690 円	308 m	90 円	1 分 55 秒 90 円	下限運賃	2,820 円	30 分 2,820 円

## 群馬県A地区 自動認可運賃・料金表

### 1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	256 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運賃	800 円	259 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
C 運賃	790 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
D 運賃	780 円	266 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
E 運賃	770 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
F 運賃	760 円	277 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
下限運賃	750 円	280 m 90 円	1 分 45 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,400 円	30 分 3,400 円
B 運賃	3,360 円	30 分 3,360 円
C 運賃	3,320 円	30 分 3,320 円
D 運賃	3,270 円	30 分 3,270 円
E 運賃	3,230 円	30 分 3,230 円
F 運賃	3,190 円	30 分 3,190 円
下限運賃	3,150 円	30 分 3,150 円

### 2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
B 運賃	760 円	277 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
C 運賃	750 円	280 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
D 運賃	740 円	284 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
E 運賃	730 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
下限運賃	720 円	297 m 90 円	1 分 50 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,200 円	30 分 3,200 円
B 運賃	3,160 円	30 分 3,160 円
C 運賃	3,120 円	30 分 3,120 円
D 運賃	3,080 円	30 分 3,080 円
E 運賃	3,030 円	30 分 3,030 円
下限運賃	2,990 円	30 分 2,990 円

### 3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
B 運賃	720 円	297 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
C 運賃	710 円	301 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
D 運賃	700 円	305 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
E 運賃	690 円	310 m 90 円	1 分 55 秒 90 円
下限運賃	680 円	314 m 90 円	1 分 55 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	2,990 円	30 分 2,990 円
B 運賃	2,950 円	30 分 2,950 円
C 運賃	2,910 円	30 分 2,910 円
D 運賃	2,870 円	30 分 2,870 円
下限運賃	2,830 円	30 分 2,830 円

### 4. 小型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	710 円	301 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
B 運賃	700 円	305 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
C 運賃	690 円	310 m 90 円	1 分 55 秒 90 円
D 運賃	680 円	314 m 90 円	1 分 55 秒 90 円
E 運賃	670 円	319 m 90 円	1 分 55 秒 90 円
下限運賃	660 円	324 m 90 円	2 分 0 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	2,890 円	30 分 2,890 円
B 運賃	2,850 円	30 分 2,850 円
C 運賃	2,810 円	30 分 2,810 円
D 運賃	2,770 円	30 分 2,770 円
下限運賃	2,730 円	30 分 2,730 円

## 群馬県B地区 自動認可運賃・料金表

### 1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	201 m 90 円	1 分 15 秒 90 円
B 運賃	800 円	204 m 90 円	1 分 15 秒 90 円
C 運賃	790 円	206 m 90 円	1 分 15 秒 90 円
D 運賃	780 円	209 m 90 円	1 分 20 秒 90 円
E 運賃	770 円	211 m 90 円	1 分 20 秒 90 円
F 運賃	760 円	214 m 90 円	1 分 20 秒 90 円
下限運賃	750 円	217 m 90 円	1 分 20 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	4,190 円	30 分 4,190 円
B 運賃	4,140 円	30 分 4,140 円
C 運賃	4,090 円	30 分 4,090 円
D 運賃	4,030 円	30 分 4,030 円
E 運賃	3,980 円	30 分 3,980 円
F 運賃	3,930 円	30 分 3,930 円
G 運賃	3,880 円	30 分 3,880 円
下限運賃	3,830 円	30 分 3,830 円

### 2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	215 m 90 円	1 分 20 秒 90 円
B 運賃	760 円	218 m 90 円	1 分 20 秒 90 円
C 運賃	750 円	221 m 90 円	1 分 20 秒 90 円
D 運賃	740 円	224 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
E 運賃	730 円	227 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
下限運賃	720 円	230 m 90 円	1 分 25 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,770 円	30 分 3,770 円
B 運賃	3,720 円	30 分 3,720 円
C 運賃	3,670 円	30 分 3,670 円
D 運賃	3,620 円	30 分 3,620 円
E 運賃	3,570 円	30 分 3,570 円
下限運賃	3,530 円	30 分 3,530 円

### 3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	231 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
B 運賃	720 円	234 m 90 円	1 分 25 秒 90 円
C 運賃	710 円	238 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
D 運賃	700 円	241 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
下限運賃	690 円	244 m 90 円	1 分 30 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,450 円	30 分 3,450 円
B 運賃	3,400 円	30 分 3,400 円
C 運賃	3,360 円	30 分 3,360 円
D 運賃	3,310 円	30 分 3,310 円
下限運賃	3,260 円	30 分 3,260 円

### 4. 小型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	710 円	237 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
B 運賃	700 円	240 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
C 運賃	690 円	244 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
D 運賃	680 円	247 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
下限運賃	670 円	251 m 90 円	1 分 30 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,340 円	30 分 3,340 円
B 運賃	3,290 円	30 分 3,290 円
C 運賃	3,250 円	30 分 3,250 円
D 運賃	3,200 円	30 分 3,200 円
下限運賃	3,150 円	30 分 3,150 円

## 栃木県地区 自動認可運賃・料金表

### 1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	245 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
B 運賃	800 円	248 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
C 運賃	790 円	251 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
D 運賃	780 円	254 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
E 運賃	770 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
F 運賃	760 円	265 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
G 運賃	750 円	269 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
H 運賃	740 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
下限運賃	730 円	281 m 90 円	1 分 45 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	4,290 円	30 分 4,290 円
B 運賃	4,240 円	30 分 4,240 円
C 運賃	4,180 円	30 分 4,180 円
D 運賃	4,130 円	30 分 4,130 円
E 運賃	4,080 円	30 分 4,080 円
F 運賃	4,030 円	30 分 4,030 円
G 運賃	3,970 円	30 分 3,970 円
H 運賃	3,920 円	30 分 3,920 円
I 運賃	3,870 円	30 分 3,870 円
下限運賃	3,810 円	30 分 3,810 円

### 2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運賃	760 円	265 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
C 運賃	750 円	269 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
D 運賃	740 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
E 運賃	730 円	281 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
F 運賃	720 円	285 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
G 運賃	710 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
下限運賃	700 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,860 円	30 分 3,860 円
B 運賃	3,810 円	30 分 3,810 円
C 運賃	3,760 円	30 分 3,760 円
D 運賃	3,710 円	30 分 3,710 円
E 運賃	3,660 円	30 分 3,660 円
F 運賃	3,610 円	30 分 3,610 円
G 運賃	3,560 円	30 分 3,560 円
H 運賃	3,510 円	30 分 3,510 円
下限運賃	3,460 円	30 分 3,460 円

### 3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	281 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
B 運賃	720 円	285 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
C 運賃	710 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
D 運賃	700 円	293 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
E 運賃	690 円	297 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
F 運賃	680 円	302 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
下限運賃	670 円	306 m 90 円	1 分 50 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	2,990 円	30 分 2,990 円
B 運賃	2,950 円	30 分 2,950 円
C 運賃	2,910 円	30 分 2,910 円
D 運賃	2,870 円	30 分 2,870 円
E 運賃	2,830 円	30 分 2,830 円
F 運賃	2,790 円	30 分 2,790 円
G 運賃	2,740 円	30 分 2,740 円
下限運賃	2,700 円	30 分 2,700 円

## 茨城県地区 自動認可運賃・料金表

### 1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	246 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
B 運賃	800 円	249 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
C 運賃	790 円	252 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
D 運賃	780 円	255 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
E 運賃	770 円	259 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
F 運賃	760 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
G 運賃	750 円	266 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
H 運賃	740 円	269 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
下限運賃	730 円	273 m 90 円	1 分 40 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	4,290 円	30 分 4,290 円
B 運賃	4,240 円	30 分 4,240 円
C 運賃	4,180 円	30 分 4,180 円
D 運賃	4,130 円	30 分 4,130 円
E 運賃	4,080 円	30 分 4,080 円
F 運賃	4,030 円	30 分 4,030 円
G 運賃	3,970 円	30 分 3,970 円
H 運賃	3,920 円	30 分 3,920 円
I 運賃	3,870 円	30 分 3,870 円
下限運賃	3,810 円	30 分 3,810 円

### 2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	263 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運賃	760 円	266 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
C 運賃	750 円	270 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
D 運賃	740 円	274 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
E 運賃	730 円	277 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
F 運賃	720 円	281 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
G 運賃	710 円	285 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
下限運賃	700 円	289 m 90 円	1 分 45 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,860 円	30 分 3,860 円
B 運賃	3,810 円	30 分 3,810 円
C 運賃	3,760 円	30 分 3,760 円
D 運賃	3,710 円	30 分 3,710 円
E 運賃	3,660 円	30 分 3,660 円
F 運賃	3,610 円	30 分 3,610 円
G 運賃	3,560 円	30 分 3,560 円
H 運賃	3,510 円	30 分 3,510 円
下限運賃	3,460 円	30 分 3,460 円

### 3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	282 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
B 運賃	720 円	286 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
C 運賃	710 円	290 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
D 運賃	700 円	294 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
E 運賃	690 円	298 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
F 運賃	680 円	303 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
下限運賃	670 円	307 m 90 円	1 分 55 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	2,990 円	30 分 2,990 円
B 運賃	2,950 円	30 分 2,950 円
C 運賃	2,910 円	30 分 2,910 円
D 運賃	2,870 円	30 分 2,870 円
E 運賃	2,830 円	30 分 2,830 円
F 運賃	2,790 円	30 分 2,790 円
下限運賃	2,740 円	30 分 2,740 円

## 山梨県A地区 自動認可運賃・料金表

### 1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	810 円	247 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
B 運賃	800 円	250 m 90 円	1 分 30 秒 90 円
C 運賃	790 円	253 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
D 運賃	780 円	257 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
E 運賃	770 円	264 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
F 運賃	760 円	267 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
下限運賃	750 円	271 m 90 円	1 分 40 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,860 円	30 分 3,860 円
B 運賃	3,810 円	30 分 3,810 円
C 運賃	3,760 円	30 分 3,760 円
D 運賃	3,720 円	30 分 3,720 円
E 運賃	3,670 円	30 分 3,670 円
F 運賃	3,620 円	30 分 3,620 円
下限運賃	3,570 円	30 分 3,570 円

### 2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	770 円	264 m 90 円	1 分 35 秒 90 円
B 運賃	760 円	267 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
C 運賃	750 円	271 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
D 運賃	740 円	275 m 90 円	1 分 40 秒 90 円
E 運賃	730 円	283 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
下限運賃	720 円	287 m 90 円	1 分 45 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,650 円	30 分 3,650 円
B 運賃	3,600 円	30 分 3,600 円
C 運賃	3,560 円	30 分 3,560 円
D 運賃	3,510 円	30 分 3,510 円
E 運賃	3,460 円	30 分 3,460 円
下限運賃	3,410 円	30 分 3,410 円

### 3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	283 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
B 運賃	720 円	287 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
C 運賃	710 円	291 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
D 運賃	700 円	295 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
E 運賃	690 円	299 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
下限運賃	680 円	304 m 90 円	1 分 50 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,450 円	30 分 3,450 円
B 運賃	3,400 円	30 分 3,400 円
C 運賃	3,360 円	30 分 3,360 円
D 運賃	3,310 円	30 分 3,310 円
下限運賃	3,260 円	30 分 3,260 円

### 4. 小型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.8km	加算運賃	
A (上限運賃)	710 円	291 m 90 円	1 分 45 秒 90 円
B 運賃	700 円	295 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
C 運賃	690 円	299 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
D 運賃	680 円	304 m 90 円	1 分 50 秒 90 円
下限運賃	670 円	308 m 90 円	1 分 55 秒 90 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	3,340 円	30 分 3,340 円
B 運賃	3,290 円	30 分 3,290 円
C 運賃	3,250 円	30 分 3,250 円
D 運賃	3,200 円	30 分 3,200 円
下限運賃	3,150 円	30 分 3,150 円

## 山梨県B地区 自動認可運賃・料金表

### 1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	213 m 90 円	1 分 20 秒 90 円	A (上限運賃)	3,930 円 30 分 3,930 円
B 運賃	800 円	216 m 90 円	1 分 20 秒 90 円	B 運賃	3,880 円 30 分 3,880 円
C 運賃	790 円	218 m 90 円	1 分 20 秒 90 円	C 運賃	3,830 円 30 分 3,830 円
D 運賃	780 円	221 m 90 円	1 分 20 秒 90 円	D 運賃	3,780 円 30 分 3,780 円
E 運賃	770 円	224 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	E 運賃	3,740 円 30 分 3,740 円
F 運賃	760 円	227 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	F 運賃	3,690 円 30 分 3,690 円
G 運賃	750 円	230 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	G 運賃	3,640 円 30 分 3,640 円
H 運賃	740 円	233 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	H 運賃	3,590 円 30 分 3,590 円
下限運賃	730 円	236 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	下限運賃	3,540 円 30 分 3,540 円

### 2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	228 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	A (上限運賃)	3,680 円 30 分 3,680 円
B 運賃	760 円	231 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	B 運賃	3,630 円 30 分 3,630 円
C 運賃	750 円	234 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	C 運賃	3,580 円 30 分 3,580 円
D 運賃	740 円	237 m 90 円	1 分 25 秒 90 円	D 運賃	3,540 円 30 分 3,540 円
E 運賃	730 円	240 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	E 運賃	3,490 円 30 分 3,490 円
F 運賃	720 円	244 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	F 運賃	3,440 円 30 分 3,440 円
G 運賃	710 円	247 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	G 運賃	3,390 円 30 分 3,390 円
下限運賃	700 円	251 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	下限運賃	3,350 円 30 分 3,350 円

### 3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制	時間制運賃	
	初乗運賃 1.8km	加算運賃		初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	244 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	A (上限運賃)	3,450 円 30 分 3,450 円
B 運賃	720 円	247 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	B 運賃	3,400 円 30 分 3,400 円
C 運賃	710 円	251 m 90 円	1 分 30 秒 90 円	C 運賃	3,360 円 30 分 3,360 円
D 運賃	700 円	254 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	D 運賃	3,310 円 30 分 3,310 円
E 運賃	690 円	258 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	E 運賃	3,260 円 30 分 3,260 円
F 運賃	680 円	262 m 90 円	1 分 35 秒 90 円	F 運賃	3,210 円 30 分 3,210 円
G 運賃	670 円	266 m 90 円	1 分 40 秒 90 円	下限運賃	3,170 円 30 分 3,170 円
下限運賃	660 円	270 m 90 円	1 分 40 秒 90 円		